

特230

477

八哲太郎翁手記

徐川風土記

東

武  
刊  
行



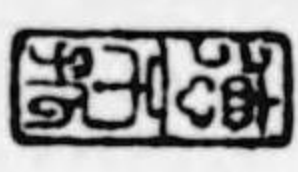
始





特230  
477

樂新命天  
好書







季修亭菊爵侯



武東の代時官次務政林農



靖羽淺





芽生神社



芽生開墾時代



菊野神社





平 皓 村 西 長 戸 の 時 當 始 創 川 深



郎 太 哲 井 中



藏 米 杉 上 長 戸 の 次 一 第 立 獨 川 深



明治二十六年十一月芽生移住記念撮影



池本義中 今直村西  
本義中人 櫻人  
吉本 羽人  
杉井 藤人  
本清 一男  
西次郎 西村  
西平 宇治伊三郎  
西村 雅三郎  
西中 四金次郎  
武



深川暴動事件出獄記念撮影（明治三十三年六月三日）



植田重太郎  
上杉米藏

松井甲源一郎  
吉植庄一郎

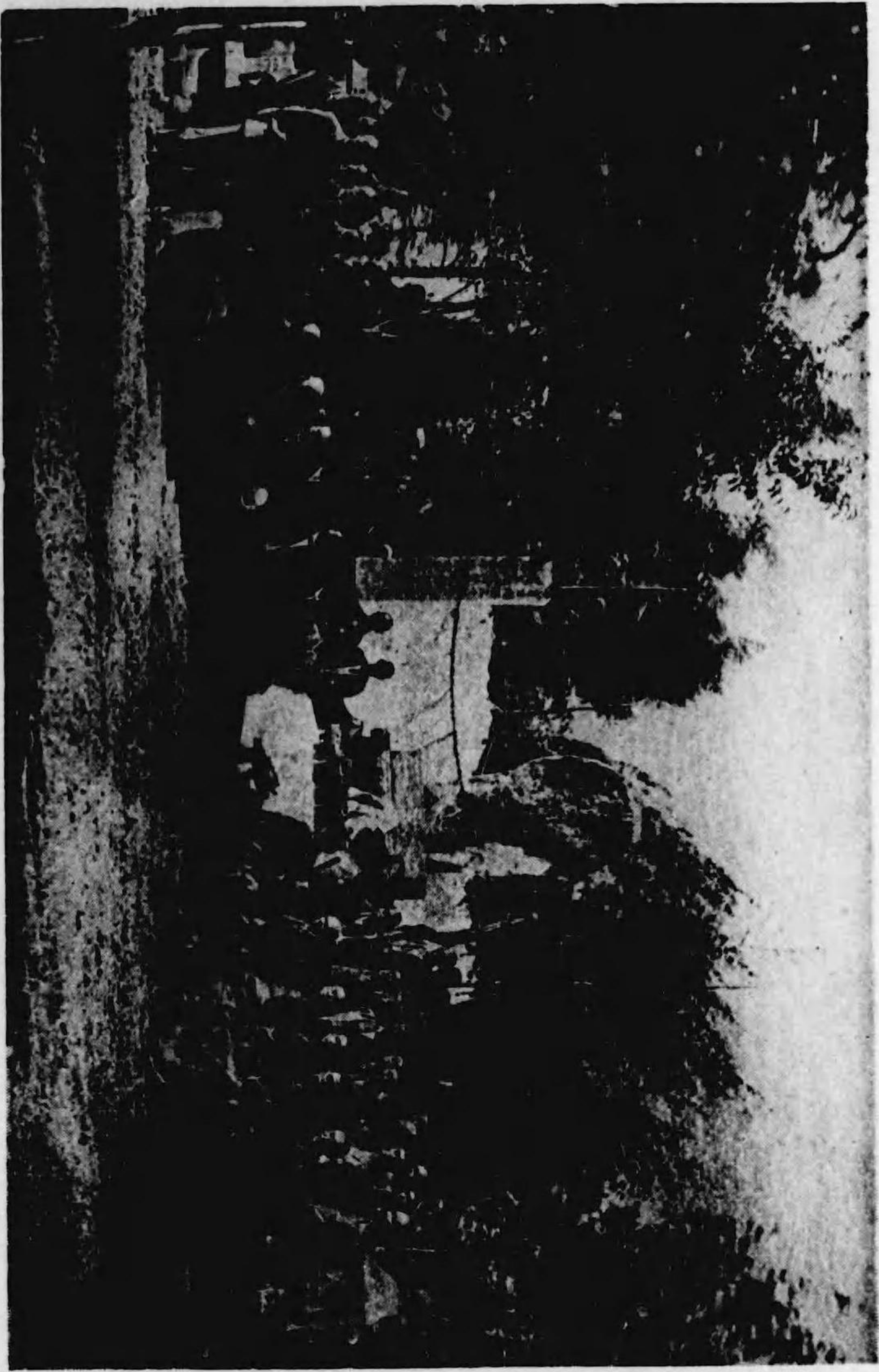
熊大郎  
武

西東

松倉深淵  
吉藤千

中井哲太郎（列後）  
佐藤政三（列前）

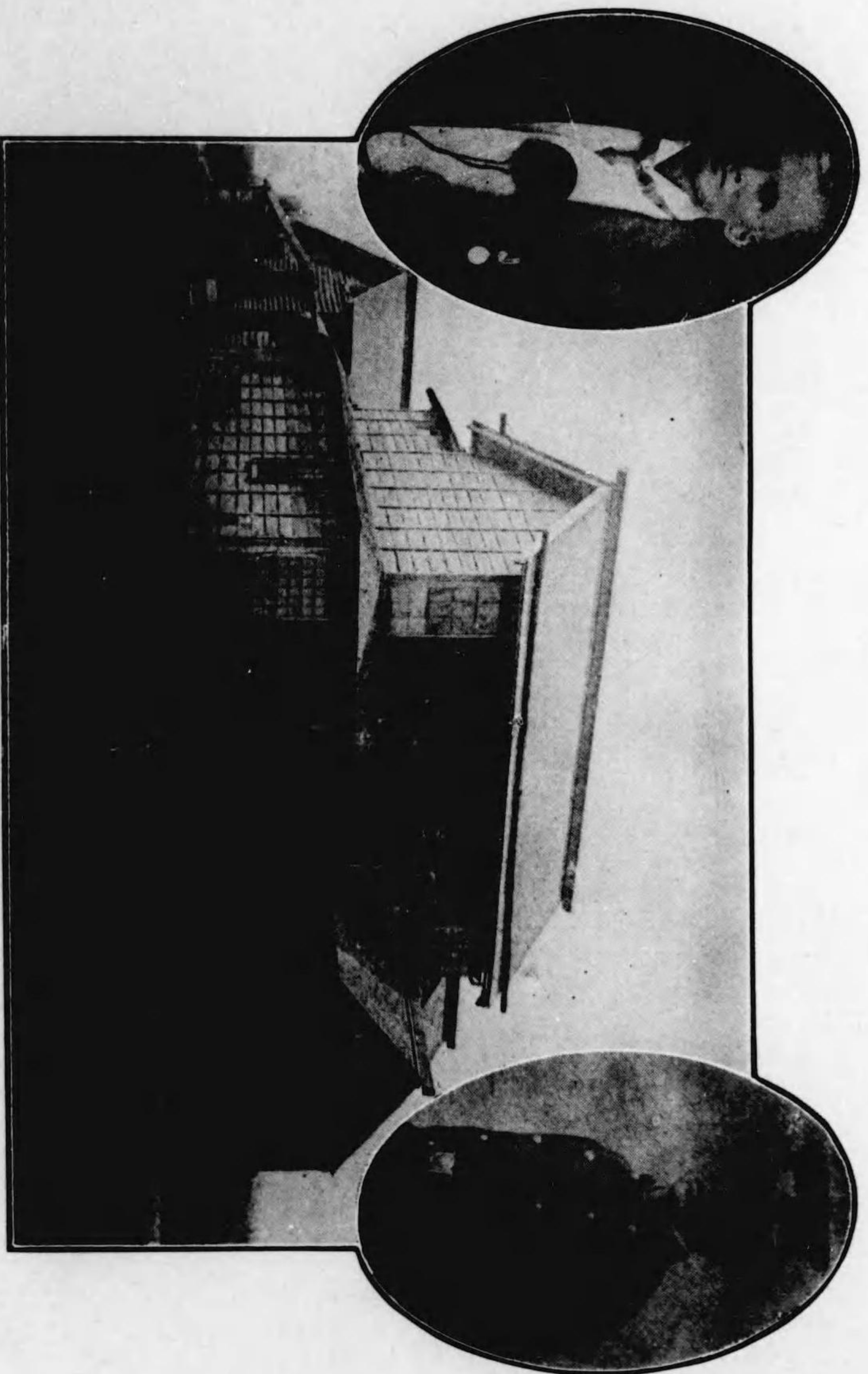




(日九月九年一十正大) 會賀祝念記年十三拓開生芽







霧井中の在現

宅住霧野太哲井中ノ字町川深

氏井中の代時手繪宮皇



# 目次

|         |       |      |
|---------|-------|------|
| 序       | 東武    | (一)  |
| 深川開拓の黎明 | 中井哲太郎 | (四)  |
| はしがき    |       | (七)  |
| 沿革の概    |       | (九)  |
| 芽生神社    |       | (一五) |
| 菊亭侯の    |       | (一九) |
| 百戸團體の   |       | (二五) |
| 忠魂社     |       | (三〇) |
| 深川神社    |       | (三五) |
| 東義次遺髮碑  |       | (四〇) |
| 菊水小學校   |       | (四五) |
| 菊水實科女學校 |       | (五〇) |
| 深川小學校   |       | (五五) |
| 深川高等女學校 |       | (六〇) |
| 雜事      |       | (六五) |
| 分村問題概要  |       | (七〇) |





## 序 言

著者中井哲太郎翁は、我深川町開拓の功勞者である。翁は南山の遺血を今に傳ふる十津川郷士の一人で、文久三年九月大和國吉野郡十津川村大字小原に於て呱呱の聲を擧げ、明治二十二年十津川の大水害に遭ひ、十津川郷士六百餘戸二千四百餘名と共に、大舉本道に移住して、現在の新十津川村を創建し同二十六年更に百戸團體の一員として、深川村に轉住したのである。當時の深川町は茫々たる草原綠相連り、熊罷跋扈して時に人畜に危害を加へ、全く太古自然の儘であつた。此荒寒未拓の地に來つて、炎熱灼くが如き夏の日も寒風吹きさぶ冬の日も、營々孜々として開墾の業に努力し、終に今日の如き良田美圃を創始した開拓者の一人として、翁の功績は永く没すべからざるものがある。翁は又町政上各種の要職に携はり、明治三十五年深川町收入役として前後六年間其職に在り、大正八年深川土功組合理事として、灌漑事業



に貢献せられ、最近は耳疾に罹り治療其効なく殆んど聾者となり、補聴器により僅に通話を爲しつゝあるのであるが、今や七十二歳の高齢にて、猶嬰鑠壯者を凌ぐものがある。吾れ茲年八月北海道に歸つて各地を視察し、同九月六日深川に到り、偶中井翁と會話し、同氏の記憶と日誌とを經緯として、深川風土地を書き遺さんことを囑す。翁歡然として余の意を諒とし、茲に斯著を刊行するに至る。回顧すれば吾れ今より四十有餘年前青春氣を負ふの時、翁と共に斯土を開拓し、晴耕雨讀、星を戴いて出で、月を踏むで歸り、一難を加へ一艱を経る毎に志氣を振ひ、精根鍛治して事に當る。當時馬上鞭を擧げて草原を跋渉する毎に大西郷の風格を慕ひ「幾歴辛酸志始堅、丈夫玉碎愧甄全、我家遺事人知否、不爲兒孫買美田」此詩を高吟して、自ら慰めたものであつた。烏兔匆匆光陰矢の如く、逝くものは去つて歸らず、當時志を同うして與に鋤鋏を取つて耕し、暇あれば談笑相會したるもの、今は多く故人となり、離々たる寒草の下徒に幽魂を偲ぶのみ。實に中井翁は其の生き遺れる

功勞者の一人也。儻し今にして翁の記録を遺さずんば、他日貴重なる郷土史料は湮滅して、繹ぬべきものなからんことを憂へ、茲に此の書を刊行した所以である。

昭和九年十月六日

於 東京白金三光町

牧 堂 東

武 識

(刊行者)



## 深川開拓の黎明

大正五年元旦辰歲に因みて北海タイムス紙上に『雨龍郡』と題し余の談話を掲載されたことがあつた。深川町開拓の當初を偲ぶの料として茲に之を抄録す（牧堂記）

本道に於て辰に因縁を持つてゐる處を搜すと、雨龍郡の「龍」の様だ。而も我輩は此雨龍原野の草分たるの資格を有する一人である。今辰年の初頭に當つて往時を回顧すれば、全く隔世の感がある。

雨龍郡は深川村、一巳村、秩父別村、雨龍村、北龍村の五ヶ村に渉る曠原であるが、其開拓の起源を索ぬれば、明治二十三年太政大臣三條實美公が朝に希ふて、北門經營の壯圖を企畫し、一億五千萬坪即ち五萬町歩を借受けて開墾せしめやうとした。蓋し公の意志は開拓を政府の力のみ委ねては、到底完全を期することが出来ぬと云ふにあつて、當時天下の三百諸侯が、徒らに他の事業に耳を傾けてゐたのを慨し、先づ公自らを中心とし、其姻戚たる菊亭、蜂須賀、戸田秋本、大谷の諸侯伯を説いて、地を雨龍原野にトし、組合農場を經營することにした。然るに不幸にも公は其翌二十三年に薨去せられた。之は單に組合農場の爲のみならず、本道の開拓史上特筆すべき痛恨事で、公が今暫く世に在られたならば、如何に本道が長足の進歩を以て開拓されたか知らぬと思はれる。斯る都合で諸侯伯が企畫した組合農場は四分五裂して、今日僅に其片影を止むるに過ぎない。我輩が雨龍に縁故を有するに至たのも此農場である。顧みれば今から二十餘年前、札幌北三條の草廬に佗住居をしてゐた一寒生の我輩を、或日偶然にも黒塗の馬車を驅つて訪れた一貴公子があつた。不思議に思つて通された刺を見れば、侯爵菊亭修季と記してある。來意を聞くと、兎に角今から豊平館迄此馬車に乗つて行つてくれと言ふのである。當時二十三歳になつたばかりの布衣の一寒生は、新聞でこそ黒塗の馬車は知

つてゐるが、見たのは今が始め、而も侯爵と之に同乗すると云ふ光榮に浴し。意氣揚々たるものがあつた。貴公子は双頬の美髯を撫し悠然たるもので、豊平館に着くと又も一人の來客がある。之は故淺羽靖君で、一座は時事を談じ世を語り随分と賑つた。すると菊亭侯は威容ある風姿に、溫情玉の如き態度で、伯父に當る故三條公の遺志を述べ、如何なる艱難と闘ふも、此事業を繼ぐは自分を措いて他にないと云ふ決心を示した。更に我輩に對し、君は前年郷里十津川より六百余戸三千七百人を雨龍に隣るトップ（今の新十津川）に移住せしめたことを聞いてゐるが、故公の事業を自分が繼營するに就ては、處も隣村であるし、是非共君の經驗と才氣とを以て、草莽荊棘の地に人を移して貰いたいと云ふ事であつた。茲に於て凡ての契約を成し、我輩は歸郷して、二十六年四月深川村に百戸を移した。當時は永宮某、山室朝行の無願開墾者が二人ゐたのみで、就中山室君の如きは、半年も露と魚で暮したと云ふ程で、我輩が二十五年五月に、測量師と共に區劃した時などは、密林天を蔽ひ醜草丈餘に伸び、天目を見る處は少かつた。我輩と志を同ふせるものは皆拜小屋と云つて、唯左右から樹を立てかけた草葺の草廬に、空知太から米喰を運んで開墾した。今日百戸團躰と稱してゐるのは此連中を云ふので、當時の我輩は郵便局長も、學校も、冠婚葬祭も、皆一人でやつてゐたが、一方に苦しい經驗を嘗めると同時に、一日一日と開墾せられるのを見ては、全く利害を外にして、快哉を叫ばざるを得なかつた。當時草廬の側で熊二頭も斃したこともある位で、三十三年に上川線の汽車が開通した時などは、家人は機關車を見て有難涙に咽ぶ程であつた。尙ほ菊亭侯は白石に住んでゐたが、我輩に左の詩を寄越した。

多年辛苦住蝦州。漸試農桑歲忽流。

三十愧余名未立。猶留白石事田疇。

白石山坊主人



我輩も

住みなれぬ蝦夷が島根の春風に

吹かれて思ふ月ヶ瀬の里

と歌つた。又或時は木を削つて左の詩を録したこともある。

荒原千里縁相連。桑蒼誰知幾變遷。

此地當年能蹤跡。高臺何人望炊煙。

## はしがき

- 一、東武氏より深川町の鼻祖百戸團體を互に設置開拓せるも其の當時の人は或は逝き或は去り五指を届するだけでも残つて居る者がない、此際記憶せる處を記述せよと數次懇懇せられたので自分の見聞文をものしたのである
- 二、本記述は百戸團體を主眼とせしものなれば自然菊水部落を中心として書くやうになつたのである
- 三、深川市街に就いては澤山なる記録の存する事と思ふが予は更に關與せないから記す事が出来ない、多士濟々たる市街地なれば他日立派な記述者があらんと思ひこゝには稍や知り得しものゝ大要だけ書き留めたのである
- 四、記述は何等素養のない時代後れの老骨に依つて爲された事故文跡も整はず意味徹底せないものもあらう充て字もあらう、唯だ記憶に残る處の話を記したに止まる
- 五、世は物質文明に伴ひ個人主義現在主義となり温故者などは殆んど顧みられないやうになつた、或は此記述も一片の鼻紙に歸するか知れないが多人數の中には多少既往變遷の跡を參考にしてくれる人があるであらう



六、書中予とあるは筆者中井哲太郎を云ふなり

昭和九年猛夏記述す

中井哲太郎

七十二歳

## 深川風土記

中井哲太郎記

### 沿革概要

一、雨龍全郡一億五千萬坪を華族農場として開拓の事業を企畫せられ明治二十三年今の雨龍村に事務所を設け歐米大陸式に則り盛に開拓に努めらる然るに明治二十四年其盟主たる三條實美公の薨去さるゝや各自土地を分割し獨立農場と變じたり而して當深川は地積一千七百萬坪を菊亭修季侯の經營地となりたるも華族様の手にて直接經營は不可能事なれば偶々淺羽靖氏が北海道廳理事官にして菊亭家の代理人となり更に内五百萬坪を東武氏が第一號契約書に依り分割を受けたるものなり、次で此の趣旨に基き第二號移住契約を以て、新舊十津川人玉置里見外七十六名にて百戸團體を組織し明治二十六年五月三十日を以て開拓に着手す之實に深川町萌芽の起原なりとす

一、明治二十年初めて深川村を設置し雨龍川左岸一帯を深川村と稱し新十津川村役場にて管轄す、明治二十七年十一月七日新十津川村戸長西村皓平氏來村、上杉米藏、秋山三代吉の兩氏を惣代人と爲す翌年は多數の屯田兵入地せし爲めに五月二十二日西村忠純氏を初代の深川村戸長に任命假役場を一已屯田官舎に設け執務し同年七月仲町九丁目に廳舎新築開廳す元來明治三十五年四月迄は戸長役場として事務を處理し來りしが、三十五年四月に至て二級村となり、從て一已村、秩父別村を分村し明治四十年四月には一級村となり、大正七年一月には町制に改め大正十二年一月には妹背牛村



を分村す此間分村に分村を重ねて現在に於て七ヶ町村となりたり後廳舎狹隘と腐朽に依り大正十五年十一月三日現在の位置に新築移轉す

第一號 契約書

一、石狩國雨龍郡字メム方面五百万坪今般東武ニ於テ菊亭修季ヨリ分割ノ約束締結相成候ニ付テハ別項ノ方法ニ依リ開墾ニ着手ス

一、明治二十五年及同二十六年ニ於テ移住民百戸ヲ北海道新十津川及大和十津川ニ於テ募集シ一戸ニ付三萬坪ヲ割與シ成功期限ヲ六ヶ年トナシ右開墾一萬五千坪終了ノ上ハ報恩ノ爲メ一戸ニ付三千坪宛ヲ開墾シ即チ三萬坪墾成ノ上ハ毎戸六千坪報恩田ニ供セシメ永ク親密ヲ表スル事

但シ報恩田ハ菊亭家見込指定ニ於テ一區域ニ纏メル事

一、成功期間ニ於テ右三萬坪ヲ墾成セルモノニハ直チニ所有權ヲ與フル手續ヲ爲ス事

但シ政府ノ都合ニ依リ許可ナラザルトキハ本契約通り内約ニ止メ許可ヲ待ツテ本文ノ手續ヲ爲スベキ事

一、成功期限内ニ於テ一ヶ村ヲ組織シ得ル以上ハ一ヶ村基本財産トシテ一戸三萬坪ノ外特ニ百五十町歩ヲ贈與スル事

但シ移住ノ當初ニ於テ豫メ地所ノ豫定ヲ爲シ置ク事

一、村名ハ雨龍十津川村ト稱スル事

但シ公然一村ヲ置クニ至ル迄ニ同シク字雨龍十津川ト唱フベキ事

一、本契約ニ違反シテ開墾ノ義務履行ヲ缺クモノアルトキハ當初割與ヘタル土地ハ其開墾ノ有無ニ不拘之ヲ沒收シ一村ノ共有財産ト爲スベキ事

一、移住地ハ菊亭修季ニ於テ定ムル處ノ範圍内ニ於テ分割ス  
右ノ條々相違ナク實行ヲ遂ゲンガ爲メ双方連署盟約スルモノ也

明治二十五年十一月

菊亭修季代理人

淺 羽

讓受人 東

武 印

因に村名は雨龍十津川村と稱すと明記しあるにも不拘一度も此名稱を用ひずして深川村と稱せり

第二號

移住契約書

一、今般石狩國雨龍郡メム方面ニ於テ雨龍十津川ヲ創設スベキニ付移住志願者ハ東武トノ間ニ左ノ各項ヲ條約ス

第一 東武ハ吾新舊十津川在籍者ニシテ雨龍郡へ移住セントスルモノアルトキハ一戸ニ付三萬坪ヲ分割讓與スベキ事

第二 右ノ三萬坪割渡地面ノ成功期限ハ之ヲ六ヶ年トス

第三 移住者土地三萬坪ノ讓與ヲ受クルニ付テハ報恩ノ爲メ成功期限中一戸ニ付六千坪ヲ開墾シテ東武ニ引繼グベキ事

第四 移住者ニ於テ當初割渡シヲ受クル内一萬五千坪開墾ノ上ハ報恩ノ爲メ一戸ニ付三千坪(即一町歩)ヲ開墾シテ之ヲ東武ニ引繼ニアラザレバ殘餘ノ一萬五千坪ハ之ヲ讓與セザルモノトス



第五 成功期限内ニ於テ一村ヲ組織シ得ル以上ハ一村基本財産トシテ東武ハ一村三萬坪ノ外更ニ百五十町步贈與スベキ事

但シ地所不足ノトキハ本文坪數ニ滿ザル事アルベシ

第六 成功期限内ニ於テ開墾ノ義務履行ヲ缺クモノアルトキハ當初割り與ヘタル土地ハ其開墾ノ有無ニ不拘東武ハ臨時之ヲ沒收スル事アルベシ

第七 移住者一戸ニシテ數戸分ヲ所有セント欲スルトキハ其資力ニ應ジ東武ハ相當坪數ヲ増加スル事アルベシ

但シ報恩ノ義務ハ此場合ト雖モ前項同一ノ理由ニ因リ負擔スベキ事

第八 前項ノ如ク一戸ニシテ數戸分ヲ所有セントスルモノハ地積相當ノ小作人又ハ管理者ヲ移住セシムベシ

但シ此契約ハ別ニ之ヲ定ム

第九 當初ニ加盟ヲ望ム者ハ割繪圖内適宜ノ所ニ居住ヲ定ムル便宜ヲ得ルモノトス

但シ追テ定ムル共有地及報恩畑地内ハ混入ヲ允サズ

第十 右當初移住スルモノハ地所測量既設ノ境界杭ヨリ各自測量シテ居住ヲ定ムルノ便ヲ得ルト雖モ東武ヨリ測量ノ上割渡シヲ受クルヲ本則トス

但シ各自隨意測量ニ因リ持地ヲ定ムルトキハ既成墾ニ付キ地積測量スルモノトス

第十一 土地讓與ヲ受クルモノハ遅クモ來ル二十六年四月迄ニハ移住小屋掛ノ準備ニ着手シ直ニ開墾ニ着手スベキ事

但シ該期日ニ至ルモ移住ノ準備ヲナサズ到底開墾ノ見込ナキモノハ本契約ハ無効トスベシ

第十二 成功期限内ニ一村組織ノ上ハ勿論其他一切ノ業務總テ東武ノ指揮監督ニ從フベキ事

右之條々相違ナク實行ヲ遂ゲンガ爲メ相方署名捺印ノ上堅ク盟誓スルモノナリ

明治二十五年十一月二十四日

讓渡人 東武  
讓受人 玉置里見

外七十六名連署調印

### 第三號

#### 契約書細則

第一條 契約書第四條ニ因リ土地讓與ヲ受ケタル者ハ報酬ノ爲メ一戸三萬坪ニ對シ六千坪ノ開墾ヲ爲スニ付キ若シ讓受人割渡シヲ受ケタル坪數内ニ於テ假令開墾ニ適セザル土地アリト雖モ尙ホ讓受人ハ各自讓渡シヲ受ケタル全坪數ニ對シ報酬ノ義務ヲ負擔スベキ事

但シ實際ニ開墾ニ適セザル地所アツテ報酬ノ義務ヲ盡シ難キモノアルトキハ當初開墾着手前該土地ハ之ヲ東武ニ返納シ置クベシ

第二條 成功期限内ニ於テ割渡シヲ受ケタル全坪數ヲ開墾シタルトキハ此場合ノ報酬田ハ其成功地面ニ對スル義務ニ留マラスシテ成墾ト未墾トヲ問ハズ全坪數ニ對シ報酬ヲ爲スベキモノトス

第三條 成墾期限内ニ報酬田ノミ墾了シ自己ノ地所ヲ全部開墾セザルモノ若クハ一部分ノ開墾ニ留マルモノアルトキハ本契約ニ因リ一村ヲ組織スルノ趣旨ニ違背スルヲ以テ尙ホ沒收ヲ免レザル事アルベシ

但シ此場合ハ一村ノ評議ニ因リ情實ヲ酌量スルモノトス



明治二十五年十一月

讓渡人 東 武  
讓受人 玉 置 里 見

外七十六名連名調印

(一) 字報酬地 此地一帯は百戸團體に於て四ヶ年間に一戸に對し毎年五反歩宛五月二十日を期し新墾を爲し返戻したる處なるにより遂に夫れが字となりたるものなり

(二) 深川市街地 明治二十六年の夏始めて(物)なる笹小屋が一戸(今の前田病院の向側)建ち酒など賣り初めたのでオ、市街地へ酒を賣る店が出来たと不思議さうに話し合ひたるなり夫れより逐次増加し明治二十八、九年の屯田兵入地後は急激に商家が増し更に三十一年七月十六日旭川への鐵道開通にて一層の増加を爲したり此市街地は菊亭家には豫め區劃を定め日用品の供給を圖り明治二十七年には商家に貸與す然るに明治二十九年に至て佐藤政三氏は有志と計り此地菊亭家の所有と爲し置くは將來市街の發展上大に阻害ありとて各自へ賣却を要求し遂に同家の容るゝ處となり約二百戸代金一萬八千五百圓を明治三十六年迄に賠償して宅地は各所有する處となりたり

(三) 字巴 東武氏移民募集の爲め加賀國に態々行き明治三十年五月五日四十八戸來着せり其費用は菊亭家より支出し且つ二ヶ年間に一戸平均千二百圓宛の支給を爲し開墾を了したるものなり爲に始めの程は字名を加賀團體と稱びしが大正四年に至て賣却と共に字名迄も巴と改稱せしものなり

(四) 深川土功組合 明治四十二年八月二十八日設立認可を受け大正元年十一月三日之が起工式を擧げ大正五年九月十七日落成式を行ひ灌漑面積五千町歩總工費約七十萬圓なり

詳細は深川土功組合記要にあり略す

明治二十六年初めて此の芽生に入地せし時は草原野にして晝尙ほ暗き處たり夫れを畑地として開墾に従事し次には畑地を水田に變更爲せしに依り四十ヶ年間に於て當芽生の土地も三度衣裳換へを爲したる事となる今や人多しと雖も當初入地せし人は死亡し或は轉住などして僅かに五指を數ふるに足らざる有様にして願れば轉た感慨無量たり

### 芽生神社

一、明治二十七年五月浦典相氏熊野大神の御分靈を奉持移住せしが基にて協議の上毎年典相宅に於て祭祀を営みしが偶々明治三十年七月三十日總代中井哲太郎出雲大社の御分靈を奉迎合祭しつゝありしが住民追々増加の爲め社殿建立の議も數々あり明治三十一年九月八日の如きは祭と共に協議最中大降雨にて浦宅(八號)より既に石狩川の水が見へ初めければ之大水害なりと中止散會し越えて明治三十二年十一月十八日始めて決議(別に記す)を爲し明治三十三年二月十五日社殿建設に着手(大工高橋信太郎に工費金二百二十圓にて渡す)同年十月二日を以て落成を告げ翌三日晚浦宅の假殿より御神輿に奉遷し靜々と渡御を開始し途中何等の障りもなく至極平穩裡に夜は三更の頃比ひ正遷宮の終了を告ぐ其翌四日には祭典を執行す

時の奉遷者は玉置神社々掌玉置猪太郎、一等督事浦典相、權中講議下村万太郎、權少講議前忠義、戸長上杉米藏、總監督東武、警護役浦典晴、野長瀬正吉、其他公職者有志等多數扈從を爲す

祭神は

出雲大社大國主大神



熊野坐家都御子太神

金刀比羅大神

已上三柱の大神を合祭す

因に之より先き五號線に於て玉地光造氏の主唱にて金刀比羅大神を假祭しありしを合議の上、正遷宮に際し合祀し上記の三柱の大神を以て氏神芽生神社と稱し奉る

一、祭典は毎年九月九日例祭翌十日御神輿渡御

一、神社財産

(一) 五段九畝歩 境内地

(二) 一町四段一畝歩 境外地

(三) 二町七段四畝歩 境外所有地

(四) 金一、二六二、二九〇 基本金

一、明治三十七年八月五日無格社許可となる

一、明治四十四年九月八日東武氏石燈籠一對寄進

一、大正二年十一月十三日前殿改築

一、大正三年九月十八日神社境内に地神宮を建立

一、大正八年八月世界平和記念として石燈籠、駒犬、玉垣等を氏子中より寄進

一、大正十一年四月四日村社に昇格

一、昭和四年六月十一日境外周圍玉垣を浦ヨシ發起の下に婦人會にて寄進

一、創始以來明治三十九年十一月十六日迄は浦典相氏が管理者として社掌の事務を處理せしが物故に依り嗣子浦音吉氏が爾來社掌となり現今に至る

#### 神社新築議決

一、芽生神社は六號線に建立する事

一、新築經費として各戸地主より十町歩に對し金十圓宛を出金すべき事

一、納期は二期とす即ち明治三十二年十二月晝日及び三十三年八月とに納むべき事

一、神社建築係は浦典相、北本競と定む

一、神社建築出納係は中井哲太郎と定む

一、神社新築寄附係は千葉藤吉を選擧す

一、神社新築着手は本月より着手すべき事

一、神社敷地係は更谷辰太郎と定め新築係と連絡し成功すべき事

一、神社敷地には各種の樹木を移植すべき事

一、神社敷地隣地凡そ三町歩を競馬場と定め青年者の事業となし協同して成功すべき事

一、神社建築一切の件は各組長及係員に委任の事

右決議候事

明治三十二年十一月十八日



今や當芽生神社の境内も晝尚ほ暗き状態なるも此は明治三十三年建立以來植樹したのが生長せしものにして元は一本の樹木もなかりし土地なり

明治三十三年創めて神社建立せし時在りし一本の神代木は低地のことゝて深川灌溉溝完成後大正十一、二年頃に至つて水溜まりとなり遂に枯死したるが惜きことなり

右は其大要を記したるものにして詳細に至ては芽生神社々務所にあり

一、社名柱石

御大典を奉祝の爲め篤志家更谷兄弟は芽生神社へ左記の如き永代ものを奉納せり

一、位置 芽生第六號線角

一、表面 村社芽生神社

一、右側 昭和三年十一月御大典記念

一、左側 官幣大社札幌神社宮司富岡盛彦謹書

一、裏面 奉納建碑者 更谷慶清

更谷眞清

一、縦 七尺一寸

一、幅 一尺二寸五分

- 一、厚 一尺
- 一、石質 十勝花崗石
- 一、臺 二重臺

### 菊亭侯の碑

一、菊亭侯の頌徳を後世に傳へんが爲め森源三、東武、青木利一の三氏發起の下に發起者五百圓を筆頭とし金八百數十圓募集して記念碑を芽生神社境内へ建設を爲し之が除幕式を明治四十三年十一月二日舉行す

其碑文

從二位菊亭侯碑銘 内閣總理大臣正二位勳一等侯爵西園寺公望篆額

國家久開拓北海道窮氓貧士陸續應募而精神自執耒耜從事于此者菊亭公爲嚆矢侯諱修季藤原姓菊亭氏考權中納言實順妣太政大臣准后鷹司政通女安政四年五月六日生京都慶應元年叙從五位上明治三年召移東京十一年請遊北海道蓋有志於開拓也後掌開拓使農商務省吏務凡十年蓋亦欲成其志耳十七年授侯爵二十三年列貴族院議員二十五年躬踏查石狩國雨龍郡礦原請官借六千四百二十九町餘地率群丁墾闢不避寒暑雨三十二年竣工得田四千五百二十九町餘其餘返之官三十八年十月八日病薨東京享年四十九葬池上本門寺塋先是累叙從二位勳四等夫人諫早氏誕一男一女男曰公長承後集偉然肥碩黑鬚麗龐掩兩頰豪邁磊落不拘小節毫無執袴氣習故能與士民伍喫酸營苦貽國益於萬世如此豈可不表顯之乎哉銘曰  
荊棘除 黍稷生 熊羆遁 雞犬鳴 新天地 聚羣氓 不朽績 何待銘

明治四十年十月



東宮侍講正四位勳三等  
文學博士 三 島 毅 撰  
正五位 日下部 東作 書

一、除幕式當日の稱詞

維時明治四十三年十一月二十二日故從二位勳四等菊亭侯記念碑工成ルヲ告ゲ除幕ノ式典ヲ舉行セラル  
抑モ本道ノ地タル我ガ國ノ極北ニ位シ氣候嚴寒ニ而モ交通不便ナルノ故ヲ以テ榛莽天ニ蔓リ雲尙暗ク無盡ノ寶庫モ空シ  
ク熊羆ノ跳染跋扈ニ委セラレタリ然ルニ國運ノ發展ニ伴ヒ本道ノ開發ハ獨リ生産ノ利益タルノミナラズ軍事上北門ノ鎖  
鑰トシテ等閑ニ附スベカラズトシ遂ニ開拓置廳トナリ手厚キ保護ヲ以テ殖民政策ヲ施サレタルモ一般舊時ノ蝦夷地ヲ以  
テ目シ爲ニ其成績俄カニ見ルモノアラザリキ此時ニ當リ侯ハ華冒ノ出ヲ以テ慨然トシテ本道開拓ノ雄圖ヲ抱キ地ヲ雨龍  
曠原ニトシ苦心慘憺諸種ノ方法ヲ以テ移民ヲ招徠シ之ガ開墾ニ勉メ百難ヲ冒シテ不屈不撓其計圖ヲ遂行シ遂ニ能ク初志  
ヲ貫キ範ヲ本道ニ垂ルルニ至レリ今哉墾成地四千余町歩穰々トシテ實リ本道屈指ノ農村ヲ以テ稱セラル、ニ至ル此レ侯  
ノ功績ニアラズシテ何ゾヤ爾來星移リ物換リ本道ノ地抱擁セル人口實ニ百五十万墾成反別四十六万町歩ヲ算スルノ盛況  
ヲ呈スルニ至レリ而カモ侯ノ如キ之ガ先驅者ノ最タルモノニアラズヤ而シテ業成リ名遂ゲ侯逝テ亡シ嗚呼哀哉  
從是先キ我舊郷十津川ハ不幸ニシテ空前ノ水害ニ遭遇シ困憊ノ極一家離散ノ悲境ニ沈淪セントスルモノ續出セルヤ有志  
相謀リ一ハ第二ノ樂土ヲ需メ一ハ北海道開拓ニ資セン爲メ本道移住ニ決シ先輩東君ノ斡旋ニヨリ遂ニ侯ト約ヲ結ビ開墾  
ニ從事シ今日ニ至レルノ故ヲ以テ緣因頗ル深シ今哉有志相謀リ碑ヲ建テ其偉勳ヲ後世ニ傳ヘントス本日此ノ盛典ニ會シ  
往時ヲ追懷シテ感慨轉々禁スル能ハズ聊カ蕪辭ヲ陳シテ恭シク哀悼ノ意ヲ表ス

明治四十三年十一月二十二日

百戸團體委員長  
中 井 哲 太 郎

茲ニ吉祥ノ佳辰ヲトシ故從二位侯爵菊亭藤原公ノ遺績餘德ヲ頌スルノ誠衷ヲ以テ巨資ヲ投ジ建碑ヲ企テ今ヤ工竣リ除幕  
舉行ノ盛典ニ列スルヲ得タルハ本官ノ光榮トスル所ナリ公綽紳ノ身ヲ以テ夙ニ開拓ノ大志ヲ齎シ地ヲ此ニ相シ癘烟瘴雨  
敢テ辭セズ苦心慘憺荆棘ヲ闢キ專ラ曠野ノ開墾ニ從事シ今ヤ竣成ノ美田數千町歩ニ達ス而シテ公ノ德澤恩惠ニ沐浴スル  
モノ舉グルニ遑アラズ苟モ此地ノ歴史ヲ知ルモノ誰カ欽仰追慕セザルモノアラシヤ此レ實ニ本道開拓史上千古滅ス可カ  
ラザル偉績タリ技ニ同人相謀リ記念ノ碑石ヲ建テ之ニ銘シ以テ長ヘニ其ノ遺德ヲ頌彰セントス刻下本道經營ノ大計定マ  
リ近ク將ニ其實施ノ機運ニ會シ如此快舉ヲ見ルハ實ニ範ヲ後昆ニ垂レ以テ後進有爲ノ士ヲ奮起セシムルニ足ル郷黨ノ諸  
士夫レ能ク之ヲ鑑ミ公ノ遺志ヲ繼紹シ此碑石ノ嚴乎トシテ不朽ナルト共ニ常ニ格謹忠直以テ忘恩ノ民タラザルヲ誓ヒ此  
土壤富資ヲ永遠子孫ニ傳フルニ精勵努力セバ希クハ一ハ先人ノ英靈ヲ慰メ一ハ民風世俗ノ作興革新ヲ圖ルノ効果期シテ  
待ツベキナリ

本日此式典ニ臨ミ敢テ一言ヲ叙シ祝辭ニ代フ

明治四十三年十一月二十二日

北海道廳空知支廳長  
北海道廳支廳長 稻 見 貞 藏



以上の外多数の稱詞あるも之を略す

### 百戸團體の碑

一、明治四十二年六月十六日芽生神社境内へ建碑す

表面

大和十  
津川百  
戸團體

開拓記念碑

裏面

明治二十六年五月三十日

移住

明治四十二年六月

建之

建碑者

|    |      |   |   |   |    |   |   |   |   |
|----|------|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 東  | 植田正明 | 上 | 中 | 光 | 一  | 杉 | 村 | 政 | 常 |
| 植  | 田    | 松 | 村 | 茂 | 富  | 深 | 瀬 | 倉 | 松 |
| 千  | 葉    | 植 | 田 | 重 | 太郎 | 林 | 熊 | 次 | 郎 |
| 上  | 杉    | 杉 | 浦 | 由 | 松  | 野 | 長 | 瀬 | 正 |
| 更  | 谷    | 北 | 本 | 由 | 松  | 上 | 杉 | 虎 | 次 |
| 中  | 井    | 杉 | 本 | 藤 | 雄  | 上 | 杉 | 幸 | 三 |
| 哲  | 太郎   | 本 | 藤 | 雄 |    | 上 | 杉 | 幸 | 三 |
| 太郎 |      | 本 | 藤 | 雄 |    | 上 | 杉 | 幸 | 三 |

西 熊 太 郎  
中 井 眺 吉  
千 葉 秀 一  
西 尾 芳 松  
藤 田 熊 一 郎  
浦 音 吉  
以上二十四名  
一、此工費金百五十圓にて他は勞力とす

### 忠魂碑

一、大正九年二月八日深川、妹背牛の兩分會より分離して菊水分會を設立す  
 一、大正九年三月一日忠魂碑の起工を爲し六月二十日竣功除幕の式典を舉行す除幕式に際しては空知支廳長を始めとして多數の名士を招待し盛大なる式典を舉行したり  
 一、忠魂碑なる文字は陸軍中將從四位勳二等功二級内野辰次郎閣下の書  
 一、此の總工費は金千五百圓也

### 深川神社

創立由來 時明治二十八年八月二十日吉日と定め始年遷宮式典光榮を執行し奉りし時市街氏子民五十余戸氏神御名  
 神武天皇、梨本宮二社を奉祭氏子惣代上中福男宅より奉送納其後明治三十五年八月二十一日付を以て出雲大社教本院よ



り大國主の大神を奉向い納時の神官浦典相なり神社敷地に對し時の掛り氏子惣代は社地御分與候爵菊亭修季閣下へ請願候處幸ひに一戸百八十坪即ち四戸分御下付に相成現在の社地隣地北倉文五郎、佐藤政三此等も菊亭家より買受の折柄兩人より一戸即ち百八十坪、神社に通る道路共四戸半料金五十圓と定め氏子より出金買受け其時三十八年二月十八日約定濟となり即ち明治四十二年八月十八日正遷宮大祭を執行其後社格請願内務省の手續き都合に依り創立願の名義主、時の部長なるを以て津田源衛外二名請願の上幸ひ大正三年十一月十四日附御許可相成ことに候、されば神社々格に對し種々其筋の手續き必要の折柄神社敷地從來辯議都合により北倉文五郎、佐藤政三氏等の名義に托し置き候處今回改めて手續き社地登記申請に付ては彌々神社の名義と改め大正四年四月十四日を以て登記濟のことに御座候仍て社格御許可の上改めて氏子惣代五名と許可相成社掌浦吉氏是れ又許可相成居候ことに御座候神社基本財産として中嶋未開墾地五丁歩請願中尙基本金三百圓各戸より寄附徵收のこと此時大正四年五月 日

(註) 右は原文を其儘寫したるものにして上中福男氏が自筆と思はる、是より以前の書いたるものは更になし上中福男氏が六十四才の時の書である尙書中消したる文字も書き加へたる文字もある。

- 一、創 立 明治二十八年八月
- 一、祭 神 大國主大神、神武天皇
- 一、創立許可 大正三年十一月十四日
- 一、村 社 大正九年九月
- 一、郷 社 昭和六年五月二十九日
- 一、境内地 千九百七十八坪

- 一、社有地 宅地三千六百二十一坪 畑地五町六段九畝五歩

### 東義次遺髮碑

東武氏父恩を長へに傳へんが爲め邸内に建碑し之が除幕式を大正八年九月七日舉行せり

碑 文

考姓東諱右内幼名定吉後改稱義次天保八年十二月生干大和十津川郷永井村父稱和義南朝忠臣之裔也幼就深瀬柳左衛門千葉省三等修學長繼美姿時會幕府末造天下多事乃慨上然洛守護皇城又參與高野山及五條之義舉更扈駕抵大阪多年勤王事有功焉明治維新鴻圖成也歸郷專業蠶桑植樹尋見舉庄司竭力公益多所貢獻生平好誦論語勤以治產儉以齋家綿衣糲食示範於子女不肖待其扶養鄉閭皆稱德矣大正六年丁巳十一月三日病歿享年八十有一有三男四女曰武富七邦吉女曰久梅義經今茲戊午八月奉遺髮塗干斯地勒以傳其德於後昆云

長男 武 謹誌

以上の外深川神社境内には幾多の建碑あるも他日深川市街に於て詳記者があるものと思ひ之を略す

### 菊水學校

一、明治二十七年冬大分子供等が居る様だぜ學校を何んとかせなければと云ふ話が生れて草小屋でも小さなのを建て



るか云ふ議になり即ち三間四間位なものにと一決し夫れでは今から材料を取り誰れ彼れなしに持ち集めて大工に心得のあるものが墨をする他の者共は穴堀りと云ふ工合にて兩三日にして素建が出来たのが明治二十八年の四月末頃だと思はる

借て素建の草葺も火用心が悪いと云ふことで出し合せをして漸く柱を購ひ寄り集まり葺き揚げたが教師は先に東武氏に依頼しあり處四國人で松田と云ふ人が瀧川で難儀をして居ると云ふ話だ多少の素養もある様だが如何との事、馬を缺けば牛に乗れと古語がある何んでも良い差し當ての事人間でさへあればと早速頼む事に一決したが給料として毎月遣る事は出来ないが小豆を作りて秋に至て遣る事とし其間は吾々と同様に粟、黍、芋等にて過ごす約束をなせり

一、明治二十八年五月末方松田氏も来り先づ授業と云へば四角張るが昔しの寺小屋式にて石油箱を机とし開始したが校名を何んとするかと種々選定しては協議し協議しては宿題とし其結果菊亭侯の菊の字を採り之に十津川の三文字の一つを配合する事として種々讀み合するも語句が能くない遂に九月に至て松田氏だと思ふ川には水があるもの故に川を水に代て菊水と讀めば大變に語句も能く且つ建武の昔大楠公と十津川人士とは最も深き縁故がある其大楠公の定紋は菊水であるとの説明にて之最も相應しき名前なりとて忽ち議は菊水と一決したのが明治二十八年九月九日正午にて此日を以て開校記念日と爲したるなり

一、話が戻て位置になるが借て何處へ建てるかと云ふ問題になりて植田正明氏曰く六號線の角が中央で良い彼の地は小屋掛けはあるも住居してない故に契約違反で没收して遣らうと遂に強制的に彼の地一戸(十町歩)を没收して漸く位置を定めたるなり

後(明治三十年)此土地の内五町歩を松田源重氏に報賞として贈與したるなり

一、明治二十九年七月生徒逐次増加し校舎は狹隘を來し増築の止むなきに至て菊水學校教育義金を募集する事となり學務委員千葉藤吉、植田正明、發起人東武、上杉米藏、中井哲太郎、杉浦由松、浦典相、佐藤榮三郎、柳町靜一郎、松田源重、西村忠純の十一人にて募集額四百六圓を得て四つ棟の校舎を建設したるなり

時に此建築に付き振つた個條もあるので記載す

一、明治二十九年一月九日間口七間奥行四間建家一棟、一間半に三間の廊下を附す

一、工賃金百九十五圓にて藤林權五郎に渡す

一、建築工事成効期限は大陽曆二月二十八日限りの事

一、請負金は三回に渡す事

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 植 | 田 | 正 | 明 |
| 千 | 葉 | 藤 | 吉 |
| 組 | 長 | 浦 | 典 |
| 同 | 中 | 井 | 哲 |
|   |   | 太 | 郎 |

一、明治三十年五月六日私立學校の認可を左記の如く得但し明治二十八年よりは迄は認可もなく亦出願もせず

石狩國雨龍郡深川村字メム居住

中井哲太郎

明治三十年四月十二日付伺私立菊水小學校設置ノ件認可ス



明治三十年五月六日

北海道廳長官 原 保 太 郎

一、明治三十一年一月には左の規約を設く

規 約 書

- 一、菊水小學校は之を永遠に私立學校と爲し國家教育の普及を圖るものとす
- 一、學田地二十町歩は菊水學校基本財産と爲し其收益は教育費に充用して他に支出する事を得ず但し菊水學校組合員は別に名簿を調製し之れに添付す
- 一、菊水學校維持の爲毎年左の標準に因り小豆を徵收するものとす

- 一等 三斗
- 二等 二斗
- 三等 一斗

但し等級の審査は組長の評議に一任するものとす

- 一、前項等級に因り徵收する小豆の辨目は明治三十一年より向ふ三ヶ年間を以て一期とす
- 一、小作人にして徵收小豆未納者ある時は地主に於て其の義務を負擔すべき事

附 則

- 一、小豆徵收方法は左の如し
- 地所々有者は一等とし

小作人三町歩以上を二等とし

同 三町歩以下を三等とす

人名調書

千 葉 藤 吉

外百三十名調印す

一、明治三十三年四月よりは公立菊水小學校と爲し松田源重氏は退職東京に行きたり

一、明治三十七年に至て學校の改築も余儀なく爲し更に又四十一年には一己屯田の倉庫を買ひ受け大増築を爲し約三百三十坪の校舎となりたり

一、明治四十年四月一級町村制施行に當り高等科を併置す之れ元と深川、菊水、妹背牛の三部落とも教育費を始め總て部分經濟にて菊水校を除く外は維持稍や困難の折柄部落は奸策を廻らし菊水校のみの高等科を餌と爲し他は全廢し從來の部分經濟をば撤廢して共通と提議即座に決議し菊水部落の議員は其餌に釣針あるを知らず恰も鬼の首でも取りたるが如く高等科を菊水校に取りたりと揚言其勢ひ當るべからざりしも素より誠意を以ての菊水一校の高等科にあらず目的は本能寺にあつたので僅か二ヶ年の歲月も經ざる内に深川より菊水迄通學すれば毎日下駄の減る丈けでも大不經濟なりと遂に其本音を吐き今度は反對に菊水の高等科を全廢して深川、妹背牛の兩校へ併置の提議となり茲に於て菊水部落民承知せず一大紛擾を惹起し漸くにして不完全なる高等科を三校共に併置にて梟をつけたり

時に部分經濟撤廢せし芽生側議員は松村茂富、杉村政常、更谷辰太郎、小畑與三郎、山川十免吉、植田重太郎の六氏なり



一、大正十四年に至て全工費を借金して大改築の企圖を爲せし原因たるや道路改修の議案に對し時の某議員は道路を止めて學校改築に變更を提出す之其議員なるものは町の爲め部落の爲めを圖れるにあらず自己の爲めなるを他の議員は露知らず誠意の議員大明神様なりと大賛意を表し爾來部落會を催す事幾回なるを知らず部民は大舛に於て今全部借金をて迄も改築せねばならぬ程の腐朽校舍にあらずと反對せしも議員諸氏と或る一部の分子とは鞏固に肯せず遂に九號線以東は如斯不急なる事業を敢て營む人とは共に行を同くするを潔とせずと通學區域變更の議を提出し喧々囂々紛擾に紛糾を重ねた結果九號線以東（後記諮問案の如く）は慘敗し改築斷行とはなりたり

抑も本菊水校は兩龍郡での祖校にして創設以來和衷協同の精神に富み何一つとして圓滿を缺きたる事のなき學校にして實に他町村より美望の的たりしも今や前述の如く區域迄も切り捨て、敢て斷行せるは残念至極に思ひ兩三年間の延期にて此緩和を圖り區域の變更を食い止め度いと思ひしも遂に徒勞に歸したり

此區域變更は將來行政上其他種々なる關係を惹起し部落の回滑を缺く虞あるものと思考せしも大勢奈何ともす可らざるに至れり又どうせ改築するならば寧ろ位置を變更して運動場も設け神社境内をも能くするに如かずと思ひしが之之は實現したり

借て三ヶ年間に亘り揉めたる改築事業も萬難を排して硬派の斷行となり愈々昭和二年工事に着手となりしも豫算超過にて小田周助なるものに隨意契約を以て進行せしめしが眞か偽か巷間傳ふる處に依れば舊校舍（元倉庫材）の良材をば皆請負者が持ち去り悪材をば僅かに三尺のもの迄も使用し盡し新材に至ては小前一本のハネ材もなく建築は極度の手抜きをせしも監督者は天れを見る目の持ち合せが無きか或は毒瓦斯にでも接觸せしものか請負者の爲すが儘に委したりと又或る監督者は奇篤にも無報酬にて毎日御出仕遊ばされたりと云ふ

總工費一萬八千四百十八圓を要し昭和二年九月九日を以て之が落成式を舉行したるが其竣功検査も爲さず當日に至て立會者が有て無きが如く有耶無耶の間に了したとの説もある

其他記す事もあるが此の位にて止む

區域變更ニ付キ諮問案

昭和二年第二回町會諮問案第一號

小學校通學區域變更ニ關スル件

深川尋常高等小學校及菊水尋常高等小學校兒童通學區域ノ境界ヲ字メム九號線ニ變更スルモノトス

依テ町會ニ諮問ス

昭和二年三月三十一日提出

深川町長 西村直一

答申書

深川町會議長

本日開會町會ニ御諮問ニ相成候小學校通學區域變更ニ關スル件諮問案通り變更可然モノト認ム

右答申候也

時の芽生側議員は更谷辰太郎、坂本清次郎、野原金八、村上儀三郎、杉村常次の五氏なり

一、昭和三年五月十六日菊水校長柏葉三郎氏休職となりしに之が告別式を舉行に付參列方を予にも案内あり休職者を送るに死亡者を葬送する語句を用ゐるは甚だ妥當を缺きたるものと思はる如斯紛はしき語句を撰みしは故意に出でたる



ものにして地方の爲め將又休職者を遇する道に反するにあらずやと論破し其式に参列を拒絶したり  
因に本休職事件たるや柏葉校長と時の牛耳者と聊かの事に意見を異にし或る時は之が因となり果となりて次席教員が裁  
判所に呼び出しを受けし事もあり遂に柏葉校長は休職の厄に遭ひたるものなりと

### 菊水實科女學校

一、大正九年十二月一日菊水裁縫教授所を以て創始とし大正十四年一月七日菊水女子實業補習學校と改め更に昭和四  
年三月三十日菊水實科女學校と改稱し昭和八年には校舍を新築して現今に至る  
以上を以て大休菊水校に就ては擱筆す

### 深川小學校

一、明治二十九年十二月五日設置  
一、大正十三年九月地を購ひ現在の處に移轉す

### 深川高等女學校

昭和四年三月十二日を以て町立女學校の許可を得昭和六年四月一日廳立高等女學校として移管さる此の校の創立に就

いては近村瀧川町と競争となり共に同時に設立せしものなるが此の費用は二萬五千圓を宇佐美常次郎氏がポント寄附を  
爲し總額七萬五千圓を募集して敷地七千六百八坪を購ひ校舍延坪九百二十六坪二合五勺に奉置所を加へて金六萬二千圓  
を以て昭和三年に之が建設を了し昭和四、五の兩年度は町立として維持せしものなり  
時に此の建設に際し芽生側町議は部分經濟なるものを楯とし加ふるに菊水實科女學校新築を名とし一切寄附金の拒絶を  
爲したるものなり然るにも拘はらず町立として二ヶ年の維持費に至ては唯々諾々たり其真意をば凡人の解する能はざる  
處なり

時の町會議員深川側は

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| 宇佐美常次郎 | 辰繁又一  | 兒島銀藏 |
| 田中泰藏   | 大森作次郎 | 佐藤寛  |
| 松山三太郎  | 前田琢造  | 松井繁  |
| 山崎平藏   | 佐藤新吉  |      |
| 芽生側は   |       |      |
| 浦淳三    | 川上嘉平  | 栗原貞次 |
| 東政雄    | 島谷条作  |      |
| 以上十八名  |       |      |



## 雜事

### 測量

一、始めて百戸團体の區劃を割るには契約者の内より人夫を出し且つ一戸に對し若干宛の出金を爲し大谷岩太郎なる人を頼み板に釘を打ちて木綿糸を張り測量機として之を了したるものなり後年（明治四十二、三年頃）大學生の夏期休暇を利用し測量をせしめし處道路一線位の喰ひ違を生じて最初釘打羅針盤の測量を根底より覆へさるゝので既に成攀の基礎を了し居るを今改める事は不可能なりとし大抵なる處にて止めたり

### 居住者

一、明治二十六年に住居を構へたるものは至極少數にて十戸内外位のものなり

### 予の當選地入り

一、予は明治二十六年夏四號線山二線に當選せる爲め申井眈吉と新十津川より兩龍を経て馬車にて來れば既に夕刻となり二人馬車の下に寝る事三晩にして漸く小なる小屋を建て開攀に着手せしも萩の爲めにプラオを損じて開攀出來ず其度毎に瀧川迄行かざれば修繕されず依て少々鍛治に心得あるので鍛治道具を工面し少しの處をば修繕したが其鍛治の音を植田正明氏が聞き此奥へ鍛治が來て居るが誰であらうと云ひし事を後に至て話しを聞きたり何かしにても萩の爲めにプラオを損じて攀事が出来ず遂に放棄する事として此十町歩を金十七圓五十錢に西村皓平氏に賣り渡したり併し當時の十七圓五十錢は仲々大金にして洵に難有かりし事が今尙ほ胸底に残り 予西村皓平氏に賣却談を今或る人に話せば夫れはまだ良い方で少し谷地氣の土地は酒一升位附けて遣りし處はザラにありたりと

### 熊捕

一、明治二十六年夏或る日の日中今の十號線の角（元と西虎次郎所有地）地内に大熊現れたので西虎次郎と北本競は鐵砲を持って大アカダモの木に登り他の人は十數人手にく、石油の空罐を敲き逃さずして遂に打ち獲りたり  
又此の夏八號線に於て北本競氏は馬屋にて熊に馬を殺されたる事あり  
大正十二年に筆者は還曆記念に一小碑を建て松を植え馬乃松と命名したり  
又同記念に四號線山二線へも一小碑を建つ是は明治四十三年七月巨熊の爲めに矢野春吉は即死更谷清似は負傷後死亡す之皆往時を偲ぶ標識と思へばなり

### 熊捕數

一、明治二十六、七、八年の三ヶ年間に北本競等の當メム部落に於て熊を獲りし事六頭に及べりと言ふ

### 田泉老人死す

一、明治二十七年夏（日不詳）東武氏居宅建設に際し棟木を上げるが風も無きに其棟木が落ちて田泉（中信成）老人に當り負傷數日して遂に死亡せり一説に此日三隣亡でありたりと言ふ

### 淺羽氏來村

一、明治二十八年夏淺羽靖氏の巡視あり佐藤榮三郎方にて形斗りの歓迎會を催す席上淺羽氏の曰く此處の土地も開墾したらば一段歩が七圓になる事は保險附なりと會する者異口同音にそんな馬鹿げた値はあるものでないと大に其言を否認したのである夫れも其嘗當時は主要農作物の小豆が沖里川へ出して一石金二圓五十錢位が最上の値段とされて居りたればなり



道路普請

一、明治二十七、八、九年間は毎年下メム永宮へ道路共同普請に出で割板を敷き通行せしものなり

副業に運搬

一、明治二十七、八年頃は冬になれば副業に運搬ものがありて各自皆異様なる風體にて馬棹追に出でたるが其時の晝飯には粟餅に醬油のつけあぶりが不文の定則にて棹の上で随分囃りたるものなり併し當時の粟餅は今の白餅より遙かに美味なりしを覺ゆ

屯田兵入地

一、明治二十八、九年に一已、納内、秩父別に屯田兵を置かれ何れも瀧川より徒歩にて大村渡を渡りメム九號線に出で夫れ々々入地す

新墾四頭曳き

一、明治二十八年夏迄は萩株を先きに切りて新墾に馬三頭を懸けしに終日馬が堪へられず依て四頭懸とし前後二頭づつとし大に良し或る日報恩地を墾に行きしが小溝があり前の二頭が飛び渡りし爲めに後ろの二頭の後足を今コソ切りたりと冷汗を流せしが幸ひ切らざりしかば即座に中止して四頭一列に考究し之れ亦大に能く萩株も切る要なく一般に此の四頭一列式を使用する事となりたり

或時佐藤榮三郎氏(曾ては農業教師たりし人)が二頭宛前後にはするも四頭一列は今始めての事如何様に配列せしやと懇ろに見られし事あり之四頭一列懸の元祖たり

輕 我

一、明治二十八年より三十一年の上川鐵道開通迄は毎年瀧川より大村渡場迄屯田米なるものが來り夫れより一已、納内、秩父別等の倉庫へ運搬を共同に請負搬入す之冬季の副業として最も恰好にて馬のある人は女房も子供も可成多く出でゝ運びたるものなり或時秩父別倉庫にては最終日に積み上げたる米俵が崩れて中井哲太郎、土井儀太郎の兩名は俵の下敷きとなり大騒ぎになり俵を外へ投げ出し漸く堀り出したるが命には別狀なきも兩名共足を痛め半歳斗り養生を爲す

澄 心 寺

一、明治二十八年六月深川仲町九丁目に圓淨澄信氏寺院を創めて建設し屯田歩兵第一大隊より第一、二、三號の如く許可を受け屯田兵及其家族共を宗教的に教導する事となり明治三十四年に至ては第四號の如く澄心寺の寺號を許可せらる越えて大正七年六月二十二日現在の場所に移轉し舊位置をば全部市街宅地として商業家に貸與し現に五百有余の檀家を抱擁せる有福なる寺院として平素他より羨望せらる

第一號 大谷派本願寺別院

當兵村へ分教場設置並ニ墓地管理願之件

願之趣許可ス

但シ敷地ハ追テ指定スベシ

明治二十九年一月二十九日

第二號

大谷派本願寺分教場設置之件

屯田歩兵第一大隊

圓 淨 澄 信



右許可ス

明治二十九年三月二十八日

第三號

屯田歩兵第一大隊

眞宗大谷派本願寺

教師 圓 淨 澄 信

分教場設置地指定願之件

願ノ趣許可ス

但シ現地ハ第三中隊ニ付打合スベシ

第四號

明治三十年五月二十九日

屯田歩兵第一大隊

北海道廳指令第一七七二號

北海道石狩國雨龍郡深川村

佐藤政三 外四名

明治三十四年一月三十日付願石狩國雨龍郡深川村字市街地無番地眞宗大谷派寺院創立澄心寺ト公稱ノ件聞届ク

但シ地所建物共寄附契約履行登記済ノ上明細帳相添ヘ其旨届出ベシ

明治三十四年五月二十二日

北海道廳長官 男爵 園田安賢

因に現在深川には八ヶ寺院の多數あるも此澄心寺こそは深川佛教界の元祖にして名實共に世に恥ざる莊嚴の寺なり

勤 勞

一、明治二十七、八、九、三十年頃迄は日の暮れる迄開墾に従事し夫れより馬草を刈るは夜にて晝は暑き故に朝は早く仕事に懸るなり然れ共誰一人として部落に遊んで居る者なく下駄など履いて歩く者もなく従つて美望の標的なく爲めに心は洵に愉快にして仕事を面白く感じ皆競つて勤勞したるものなり冬に至れば馬櫓追ひに星を踏んで出で月を戴いて歸るは殆ど毎日の事にて時に休みでもすれば人に笑はれる位なり

(挿話) 或時大村渡場より魚を市街地に運搬(運賃は僅か十錢にも足らず)したが店主は判取に御前書けるかいと(予の風躰受取杯書ける恰好にあらず無理もなし)言ふのでどんな事を書くのかいと問ひ返せば書けないと賃金は駄目だぞと大きな聲困つたナアと躊躇ひて夫れでは餘所へ持て行き書いて貰て來ると言へば他へ持て行く事はならんと云ふそれなら見て下さいと請求して書いてやりたれば暫し口を開いて無言、此事を後日上杉氏に話したれば俺もそんな事がありたり彼奴等が人を馬鹿にしヤアがりてと話し合て大笑ひした事がありたり  
今に斯く言ひし人が存命であるが其名前は秘す或は先方は知らないかと思はる

郵便局

一、明治二十九年三月一日初めて深川郵便局の設置あり鹽田柱次郎なるもの局長たり明治四十三年二月二十六日特設電話が開通大正十五年一月一日に至つて之が公設電話となる

青年會

一、明治二十九年九月有志と計り芽生青年會を組織す



醫師の元祖

一、明治三十年八月二十二日村醫居宅を今の本町一丁目に建築工事に着手十一月十六日上棟式を執行す醫師は千葉縣人にて小島尤之助氏なり之深川醫界の元祖たり

消防組

一、明治三十一年三月深川消防組を設置し大正七年四月増員二部制と爲し現今に至る

道路

一、明治三十一年七月十日山川共一線道路六間幅なるを基線と一線の間中に道路を設け三間幅宛と爲す

測量費

一、明治三十一年八月十五日土地分裂登記税並に測量費用として十町歩に對し金十七圓五十錢宛を徴收す

鐵道

一、明治三十一年七月十六日上川へ鐵道開通す

測量費

一、明治三十一年九月三日百戸團體の土地測量費用として十町歩に對し金二圓宛を徴收す

登録税

一、同年同月同日土地讓受に係る登録税十町歩に對し金十三圓五十錢宛を徴收す

大洪水

一、明治三十一年秋（九月九日）大洪水あり山室（今の田下、市田等）農場に居住者は舟其他のものにて殆ど全部救

出（中には名前不詳なるが天井に上り居て救出に行きしも家（小屋）諸共に流れても出ないと言ふ頑強者もありたり）し予が納屋の二階で附近の畑より水中を漕いで行き玉蜀黍を探り來て茹で、食し徹宵を爲したり其數約三十四五名此時千葉藤吉氏は七號線より本道を馬鹽（丸木作り）を船とし乗り來れり以て水の大きさも推知さる、又此の水害に際し偶々杉田道廳長官は市街に泊り合せて動く事が出來ず上杉戸長はMEM私宅に居り此の水害に際し出でたる處が何の仕法もなく其成行に委せ打ち捨て置くに如すと自宅を出でず居れば市街の有志より長官が來合せ籠城にて此處の戸長は此の水害に一鉢何をして居るのか一向見えないと大に立腹し何とも宥める方法がないと注進があつたので上杉戸長は道々奇智を案出し長官の許に罷り出で實はMEM方面も大水害にて五六十名の救出者を今中井哲太郎の納屋の二階へ避難せしめ万般の手配中にて出頭の遅延せし旨を陳述せば長官大に納得し先の立腹は雲烟霧消せりと爾後上杉氏も數々彼の時は貴下（予に）に大に助けられたりと言へり

破落戸退治

一、明治三十二年四月十六日壯士なるもの西本願寺に於て演說會を開催多數の聽衆者が入り演說中偶々事實と反對なる言を吐露し地方擾亂の恐れありと激昂し遂に入場料十錢宛を取り返したのが本になり二月二十日の晚一己屯田兵と聯合し暴漢退治的一幕となりたるが詳細は去る大正十四年夏北海タイムスに殆ど二ヶ月間連載せし事ありしに依り茲には略す事とするが深川第一の珍奇なる出來事とす世に之を深川の破落戸退治と云ふ之に要したる費用は大約千四百余圓にして大部分は同情者寄附に依れるものなり

演說會

一、明治三十二年七月二十四日札幌に於て星亨を首班として井上角五郎、河野廣中、菅原傳等歴々の大演說會がり、



さア聴きに行くべしとて三十人餘り協議したが其の費用が誰にもないので畑にある菜種を質として共同金策を爲し單衣の上に冬羽織の紋附を眞夏に着込み悠々乗り込むものあり夫は大した意氣込みであつたが此紋附冬羽織を持ち合せし人は最上等にて多くは羽織なしの珍現象を呈したのである筆者も數の多き組の方なり

天理教

一、明治三十二年春九號山一線へ西垣定喜外十一名新十津川より來りて天理教會所を設置し明治四十二年迄此處に居り後地を下して深川市街に移轉す此教會所建築には殆ど食はず飲まずの犠牲的奉仕なりしとの事、或人の逸話に此建築に幾日間も大豆斗りを食し働き居りしが或る日漸くにして麥一俵を得夫を食した時の美味たりし事は今尙ほ忘れる事が出来ない其當時は米など夢にも口に入らず之も神に仕へる御奉公と觀念すれば何の苦もなかりしと

銀盃贈呈

一、明治三十三年七月十五日百戸團體契約の土地も豫定の如く開墾完了せしに依り聊か感謝の意を表する爲め菊亭侯淺羽清、東武の三氏には三つ組銀盃一個宛植田正明氏には銀盃一個を贈呈す其感謝狀左の如し

菊亭侯爵へ贈呈銀盃書

維明治三十三年七月十五日深川村芽生百戸團體代表千葉藤吉等謹捧銀盃一基呈于菊亭侯閣下之案前歲在己丑和州十津川大水某等遭遇其害倒產流離耕無田織無機六百戸之同胞相率去墳墓之地遠移住德富郊原之朔北拮据奮勵自把耒耜而拓其他雖然罹災之餘傷痍不劇瘵衣不能暖食不得飽而其他亦狹隘未悉足容同胞加之濕泥煤炭之土質力耕三歲末得糊口之計者尙居百戸之多嗚呼前日之災今日之窮某等之不幸果如何哉當此時閣下有肥沃之地於雨龍郊原使人懇諭移住之益爲某等學三百万坪巨大地強以附與之毫無愛惜之意閣下之仁慈實如天焉於是某等感激謹拜其賜奮開荆棘伐森莽夙夜黽勉八年干

此以得成今日之功矣則前日荆棘之野作五穀豐穰之地狐狼之窟成鷄犬相聞之鄉上有一己市下有茂生街而汽車往來其間家給人足相共至得團樂之樂是非有閣下之盛德安能得如此乎哉某等既浴此恩澤夫能何以盡謝恩之萬一區々之小品只野人獻芹之微志耳敢請嘉納誠惶百拜

淺羽靖氏へ贈呈銀盃書

維明治三十三年七月十五日深川村芽生百戸團體代表千葉藤吉等謹捧銀盃一基呈書于淺羽靖君貴下之左右歲在己丑和州十津川大水闔鄉罹災某等同胞不聊生者六百戸父子相哭兄弟相泣當此時貴下在札幌之廳奉 朝命懇諭某等以移住德富郊原之利以使某等轉居于此貴下之仁慈寬厚加之以先見之明孜孜誘導安業於此者五百戸貴下之恩情既足焉而尙憂百戸之不得其堵說菊亭侯使東武君教示某等更轉移雨龍郊原且告日雨龍之野千里之沃子等他日致陶猗之富必在干此其勉矣嗚呼某等固關西流離之民未審北海道之形勢故其言謀及子孫何其懇厚哉於是某等感激日夜黽勉開荆棘伐森莽幸得成今日之功是以前日之郊野變作門戶櫛比之市街家無飢寒之妻奴戶無不學之子弟某等始得有生色是皆貴下斡旋指導之賜某等何以盡謝恩之萬一區々之小品只野人獻芹之微志耳敢請嘉納頓首百拜

東武氏へ贈呈銀盃書

維明治三十三年七月十五日深川村芽生百戸代表千葉藤吉等謹捧銀盃一基呈書于東武君足下之左右夫雨龍郊原千古以來荆棘森莽之士狐狼熊羆之窟耳而百戸之人跡自印于此僅八年忽而家屋櫛比人口充實鐵道貫通車馬往來亦非昔日之觀會過此地者重到則誰得知爲前日之雨龍原野哉已丑水災爾來四五星霜之間某等之窮狀足下之所親睹而某等之所不敢忘而昊天



遂不殺不辜、菊亭侯之恩、以淺羽君之懇篤、以及得足下之輔翼、始能得達某等之事業、真可謂百戶之父母矣。其與某等同去國、入此境也、誘導指示、懇々如教己之子弟、出則周旋、事局入則鼓舞、開拓起臥、草屋之內、往來荆棘之間、計畫無誤、措置得宜、上使菊亭侯、淺羽君、舉拓殖之功、下使某等、得鼓腹之樂、雨龍原上、聊百戶之生者、實足下賜也。區々之小品、豈足報厚恩之萬一哉。只野人獻芹之微志耳。敢請嘉納、頓首再拜。

植田正明氏へのは略す

因に本贈呈書は吉田三郎氏より寄稿せられたるものなりと云ふ

小樽總代人選舉

一、明治三十二年八月二十一日小樽總代人選舉劇甚となり、淺羽靖氏を當選さすべく各地より多數小樽へ轉籍して俄に選舉權を造りたる際、當深川よりも六十餘戸の籍を移して選舉を争ひ勝利を得て凱歌を揚げたる事あり

豫言騒ぎ

一、明治三十二年十一月十三日は地球と星と衝突して地球が破裂すると歐州の某學者が豫言したので各地共人心恟々として大に騒ぎたり

雹霜

一、明治三十三年六月七日雹が降り十六日の朝は大霜にて大半小豆をやられたり

洪水

一、明治三十四年九月七日大洪水にて汽車不通

役場争ひ

一、明治三十五年二月十八日深川役場を村の中央なる妹背牛に移轉せねばならぬとて菊水に大集會あり深川よりは消防組の勢揃ひにて繰出し妹背牛よりも多數出動し血の雨になるではないかと人心恟々たりしが遂に衆寡敵せずか時機尙早か軟弱となり事なくして終れり

時の惣代人は植田正明、矢野保なり

總靈祭

一、明治三十五年秋季皇靈祭より神教派一團となり總靈祭を舉行爾未毎年欠くる事なく執行す、明治三十五年迄は農耕の秩序不充分の爲め不定期に浦典相宅に於て執行せしものなり

勅員令

一、明治三十七年二月五日夜十二時日露戰爭勅員下令

洪水

一、明治三十七年七月十一日前日來の出水にて午前十時頃水は役場の床上にまで乘れり書類其他は全員にて机上に乗せ總て片付け役場退出の段となりし際上杉村長より金庫の金を持って出る事の命に接したが予は其命に服せず何となれば村より保管物を呉れあるに夫に入れ置かず勝手に持ち出して紛失などしては大責任なり假令水の爲め金庫を流失し或は水漬して其札が通用せざるものとなるも予は其責任は持たざる考へなりと斷乎服せざれば稍や暫くありて好いた様にせよと忿然として色を爲せしも遂に之に従はざりし事ありたり此件たるや村長は實用的より出發し予は責任感より出發せるの相違にして其採否は人に依りけりと思はる

菊亭事務所



一、明治三十四、五年頃東武氏邸の出口に菊亭事務所なるものが建設せられ主任には青木利一氏、事務員には田中富業なるものありたり其業務たるや予等の知る處にあらず大抵仕事も片付けたるものか三十八年秋頃に至ていつしか取り毀したり

自轉車

一、明治三十八年七月二日始めて自轉車で役場へ出勤せしかば附近での話しに二つの車で大變に早い不可思議なるものに乗て走ると言ひ婦人共は飯を食しつゝありても止めて飛び出して見たりといふ之嘘の様な事實談なり之が深川では自轉車の始まりか、今や各戸に一臺宛は殆どある位の隆盛を極めたる自轉車も始めの程は怪物視されたのだ何と今昔の感を生ずるのではないか

村葬の始め

一、明治三十九年四月十日加藤光次郎氏の村葬を菊水校にて舉行す

誕生會

一、明治四十一年四月九日予誕生會を組織の爲め同志十二名を糾合し産業組合類似の業務を爲し來りしが大正七年に至て産業組合法に依り誕生會信用購買組合と爲し大正十二年には菊水信用購買販賣利用組合と改稱し昭和九年には深川信用購買販賣利用組合と變遷し現今に至る尙ほ詳細に至ては同組合に聞かれ度し

夜盜虫

一、明治四十一年には夜盜虫發生し作物丈けでは食足らず他の草木の葉を蠶食し殆ど枯死の状態に陥りたり虫類の如きも澤山になると地動きがするものにて地面が皆な這ふ様に動けり歩めばバリ／＼鳴るのは虫の潰るゝ音にて恰も障子

の上を歩むが如し夜盜虫と雖も斯く多數發生しては晝夜の區別なく蠶食し實に斯の如き事は前代未聞なり併し翌年は更に發生せざりしなり

深川土功組合

一、明治四十二年十一月十四日深川土功組合初期の議員選舉ありたり本土功組合に就ては詳記のものがある故略す

留萌線

一、明治四十三年十一月二十三日留萌線開通す

共有地賣却

一、明治四十三年十二月四日共有土地三十二町歩を全部賣却の議出で更谷辰太郎と予の二名は別段借財がある譯でもなく此小作料を以て年々畧ぼ一戸（五町歩）は購入する事を得べし將來を考ふるならば共有積立さへもせなければならず幸ひ土地の不動産があるのに賣却却とは以ての外なりと極力反對を主張すれば或る人は土地の小作料より銀行預金の利息の方が有利だと主張し遂に衆寡敵せず賣却に決す而して賣却後は銀行預金の話もなく金一千五百二十二圓九十二錢也を分配して明治二十五年百戸團體創設以來造營の共有地も之にて終焉を告げ斯くて大休百戸團體は名實共に解消となり残るは一の建碑のみなり

養老會

一、大正三年二月十七日菊水校に於て創めて養老會を舉行す其趣旨たるや時の校長小山内氏は世相の追々浮薄に赴くを憂ひ大和魂涵養の一端にもと生徒の勤勞より生ずるものを以て之に充つる考より出で生徒の耕作物を賣却せし金を以て始めたが爾來少々不足を告げ有志より補助などして繼續せしが偶々父兄會生れ其後は自然と父兄會が此の株を奪つ



て今では父兄會の事業の一と爲したるが之果して妥當なりや否やである何とならば其費用をば父兄會は町の等級に應じ徵收し當日の世話を學校にさすのみなり思想が個人主義の盛んなるに連れて老人に對する懇情は金さへ誰か出して呉れる事なれば其世話の一日丈け位のことには爲してやるも勤勞迄して赤の他人の老人達を悩ふなどの事は先づ以て御免を蒙ると言ふ思想を植へ付けるも同然にあらずや創始の趣旨の如く勤勞費用を以て一日丈けでも老人の慰安會を爲すは最も有意義なる催しと察す考一考を要す又多數の老人連中には或は父兄會費を老人會費以上に出し居る者もありて一日の慰安會に出席するも何の難有味のなき人もなきにしもあらずである

木盃事件

一、大正三年七月十八日深川村否全道にも前古未聞奇抜なる木杯事件が深川に勃發したのである、抑も此木杯事件なるものは明治四十四年度に大鳳橋及秩父別橋を金千二百圓の豫算を以て補助金八百九十二圓四十六錢五厘を得之を安田某なるものに金八百圓に請負はしめて完成檢定を了せり而して其豫算に該當せる四百圓前後の金額は役場吏員を始めとして村會議員及部長の一部にて寄附したる事に帳簿を整理し木杯下賜の申請を爲し夫れく下附となりたり然る處大正三年に至て岩瀬胤頼と若林乙吉と爭論事件を生じ杉浦村長が若林に加擔したのが因を爲し之に策士連が双方に加はり係争劇甚を極む時適々前記補助金は村長が官廳を欺罔し寄附せざるものを爲したるが如く裝ひ木杯を詐取せしものなりと大獲的に摘發せられ杉浦村長も事實は狂ぐる能はず爲に空知支廳長も大に狼狽し稻見支廳長七月十八日來深、濱田、廣井の二辯護士を招き種々協議の結果補助金をば全部返納して罪科を免るゝ事に議を纏め漸く落着の曙光を求め別紙誓約書を調製一段落を了せり其補助金返納分賦は別紙議案第三四號の通り各承諾出金せしものなり又一方村有志よりは陳情書を檢事局に提出するやら村を擧げての大混亂を惹起し遂に村長始め收入役村會議員九名は辭職し罪科も無く大團圓を

告ぐる事となりたり

議會第三四號

寄附採納ノ件

一金八百九十二圓四十六錢五厘也

但深川村一般村費寄附出願別紙内譯書ノ通り

右寄附採納ス

大正三年七月十八日

| 村長     | 杉      | 浦      | 由 | 松 |
|--------|--------|--------|---|---|
| 東野 虎吉  | 柳町 靜一郎 | 津田 源エ  |   |   |
| 辰繁 助一  | 井出 橋平  | 伊藤 重藏  |   |   |
| 林 熊次郎  | 若林 乙吉  | 五井 伊三郎 |   |   |
| 二八、〇三〇 | 小野 熊市  | 一八、五〇〇 |   |   |
| 一四、九〇〇 | 遠藤 庄二郎 | 一〇、二〇〇 |   |   |
| 一四、九〇〇 | 森口 宗吉  | 二〇、〇〇〇 |   |   |
| 三七、〇〇〇 | 北本市 三郎 | 二〇、〇〇〇 |   |   |
| 二〇、〇〇〇 | 岡田 濱五郎 | 二〇、〇〇〇 |   |   |
| 三〇、〇〇〇 | 細谷 茂八  | 二〇、〇〇〇 |   |   |
|        | 鳥 牛之助  | 一五、〇〇〇 |   |   |
|        |        | 川村 喜三郎 |   |   |

理由

明治四十四年水害復舊工事を施行するに當り大鳳橋及秩父別橋梁架替工事に對し明治四十四年十二月指令第一〇二六號を以て金八百九十二圓四十六錢五厘の地方費補助を受けたるに今般該工事補助金に對し彼是非議を唱ふるものあるを以て當時其議に參與したる村



會議員等より村内の圓滿を將來に保持するが爲め寧ろ該金額の全部を寄附して之が補助金を返納せん事を願出たるに依り之が寄附を採納し以て該補助金返納を爲さんとする所以也

### 誓約書

本村々政の現状を察するに將來の爲め甚だ憂慮に堪へざるものあり是畢竟民心常に一致融和を缺き私利あるを知つて公益を知らず自己の感情を専にして他人の迷惑を顧みず或は隱謀非議を企て人を煽動し自己の不滿不平を満さんが爲には其手段の惡徳を顧慮せざるが如き要するに已あるを知りて町村あるを知らざるの徒多きに基因せざるを得ず延て當局は今や村政の調理を課り重大なる過失を演じて吾村の名譽を永遠に失墜せんとするに至りたるは誠に慨嘆に堪へざる所なるを以て吾々同志は今回の會同を期とし堅く結束して一團となり從來の弊風を改め率先して民心の改善と振興を謀り村内の協同融和に努め併せて自治機關の圓滿なる運轉に協賛助力し此の機を以て一大革新を期圖せんとす茲に連署の上誓約するものなり

大正三年七月十八日

#### 會議出席者

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 東野 虎吉  | 玉澤 八十治 | 横内 清太郎 | 桂 猶吉  |
| 川上 和平  | 杉澤 通正  | 下田 寅太郎 | 加藤 與三 |
| 北倉 文五郎 | 渡邊 元三郎 | 國見 種藏  | 岩倉 住次 |
| 高橋 順作  | 池田 貞一  | 谷口 宗太郎 | 岩瀬 胤頼 |
| 上中 福男  | 堀江 頼信  | 鷺山 實平  |       |

### 陳情書

一、雨龍郡深川村全般ニ關スル補助工事ニ付行實相成候本村事件ハ一村ノ休戚上其眞トニ難捨置次第ニ付村民協議ノ上其眞相ニ向テ搜索仕候處村理事者始メ執レモ私心ノ行爲ハ毛頭無之候尤モ多少行實ノ順序ヲ誤リタル嫌ハ相認メ候モ全ク一村ノ利害ヲ顧念ノ餘

リ不知々々紛擾ヲ醸シタル儀ニ有之候萬一之ニ關連シテ相互ノ確執上殆ド自治機關停止ノ恐レモ有之到底村治ノ圓滿ハ期シ難ク永久一村ノ不幸ニ御座候間前顯事情篤ト御取調ヘノ上特別ノ御詮議被成下度各部落總代連署此段奉願上候也

大正三年六月七日

#### 雨龍郡深川村

|             |             |             |              |
|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 第一部 堀江 頼信   | 上中 福男       | 桂 猶吉        | 杉澤 通正        |
| 加藤 與三       | 鷺山 實平       | 玉澤 八十治      | 高橋 順作        |
| 高橋 茂三郎      | 木下 國松       | 谷口 宗太郎      | 第二部 松本 岩吉    |
| 第三部 下田 寅太郎  | 第四部 横内 清太郎  | 第五部 川上 和平   | 第六部 北本市三郎    |
| 第七部 平河 文治   | 第八部 内田 清吉   | 第九部 三澤 梅吉   | 第十部 木村 富之助   |
| 第十一部 太田 金太郎 | 第十二部 吉村 傳次郎 | 第十三部 阿波 幸太郎 | 第十四部 内田 庄右エ門 |

#### 札幌地方裁判所

檢事正 河島 正藏 殿

以上を以て深川第二の珍奇事件の概要とす所謂深川木杯事件とは之を言ふなり

#### 電燈

一、大正五年九月十七日深川市街へ始めて電燈の點火あり同十年十月九日メム九號線迄延長更ニ昭和二年三月二十八日メム四號線迄延長セリ

#### 灌溉溝落成式

一、大正五年九月十七日深川灌溉溝落成式を組合事務所前なる畑地に大バラツクの建設を爲し盛大に擧式したり



當日不可思議なる一事を記して後昆の鑑みと爲す一已七丁目なる揚水機が前日迄は盛に揚水して居りしに其當日（九月十七日）の朝も同じく揚水せんとして火夫は石炭を焚き運轉手は機械の調節を爲すも一滴の水も揚らず皆色を失ひて頻りに焦慮するも機械の運轉のみにて水は更に揚らず如何とも爲す術なく呆然として居りしが頓て水源地に於て神官數名が落成式の祝詞を奏上し終る頃比より何等構はざるに徐々と揚水し初め數分の後は前日と同様満々と揚り稻見支廳長を始め居並びたるもの一同此不可思議の現象を目撃して思はず驚歎の聲を放ちし事ありたり之等の如きを以て御神徳なりと稱ふ

米 價

一、本年は此の灌漑溝の爲めに深川で米の採り初めなり予も二十六俵を得たるが飯米と他へ御祝儀ものとして一俵も賣らず價格は一石十五圓位であつた

豆 成 金

一、大正四、五年は豆類騰貴して各町村に多數の豆成金が簇出して盛なる年でありたり、其概要は小手亡、青豌豆の如きは種子として一升一圓には飛んで行き其生産品は一俵十七、八圓の高價にて米價の騒ぎどころにあらず實に素晴しき勢ひでありしが翌大正六年には夫が十分の一の價となりて先の成金は俄かに成貧と化し實に目も當てられざる状態に變じたり、之に就いて逸話がある或る成金先生始めて千圓餘りの金を握りし故に夜も寝る事が出来ず嬉しがりが或る日家内の他出に際し自分も止むを得ず外出せなければならざる事となり偕て其虎の子をば持參は不用心箆筒、押入は一層不安、此處に於て一策を案出せしはストーブにて此の中へ置けば何ものも氣の付くまじ之こそ安全第一と新聞紙に包みて挿入し外出せり然るに其後より妻君歸宅して焚火す、後爺歸宅し其狀を見て烈火となりて怒りたれど後の祭りで奈

何ともし難く虎の子は灰燼に歸したり或る消息通の言に此時の成金者は概ね今尙ほ成貧を脱せずと言ふ  
一、大正六年（米の賣り初め）より毎家庭にて賣却せし値段は左の如し、但し此の價は幾度にも賣りしを平均に直せしものなり

毎年度生産米を販賣せし平均値段

（大正六年より一石に付）

| 年次   | 販賣金額   | 備考 |
|------|--------|----|
| 大正六年 | 二五、三五〇 |    |
| 七年   | 五〇、〇二四 |    |
| 八年   | 二四、〇〇〇 |    |
| 九年   | 二三、六五三 |    |
| 十年   | 二九、三八七 |    |
| 十一年  | 二六、三一四 |    |
| 十二年  | 三〇、〇三〇 |    |
| 十三年  | 三七、二二五 |    |
| 十四年  | 三三、九六四 |    |
| 十五年  | 二七、二三四 |    |

九年の春は最も高價の相場にて大抵石五十圓以上に賣りしが予は春は故郷を訪問し夏は富士登山などして家に居らず價は日々下り遂に三年目の十年三月十五日に至りて拜み頼んで二十四圓に賣りたり實に馬鹿げた話なるも後日の参考の爲めに記す日々騰貴する時も賣り難きが之に反し日々に下落する時は仲々賣り放つ事も難きものなり



|      |        |       |
|------|--------|-------|
| 昭和二年 | 二六、六二七 |       |
| 三年   | 二三、四五〇 |       |
| 四年   | 二四、一四一 |       |
| 五年   | 一五、〇二〇 | 暴落    |
| 六年   | 一七、九七〇 | 七分作   |
| 七年   | 一八、四四五 | 内作四分作 |
| 八年   | 一七、八〇〇 |       |

道場

一、富野信次氏は宅間流の師範にして其性義侠心に富み明治四十年四月自宅に於て青少年に柔術指導稽古を始めしが逐次入門者あり場に狹隘を來し有志者の醸出と私財を以て邸内に明治四十四年十一月芽生柔道々場を建設し農事の傍ら専心年少者の薰陶に従ひ百數十名の弟子を有し内十數名には皆傳の虎の巻を授與す圓熟せし好々爺たりしも惜い哉昭和六年一月五日六十七才を以て遂に病歿せられたり、其嗣子由松氏父の血を受け之亦義侠心に厚く先考の遺業を繼紹し絶えずエイヤイの掛聲勇ましく其舉や特筆に値ひす之が爲め青春の輩共惡所等に踏み迷はず絶えず身心の鍛練を爲しつゝ、あれば他日國家有事の場合は必ずや殊勲者を出す事ならん又平素は地方青年の範となりて醇風美俗を宣揚する等其德澤たるや永く後人を感じずるものあり

父兄會

一、大正八年五月七日菊水校へ父兄會なるものを設置して學校の補助機關と爲す

發起人

|          |           |       |         |
|----------|-----------|-------|---------|
| 中井哲太郎    | 林 熊次郎     | 山川十免吉 | 阿波幸太郎   |
| 岡田柳祐     | 村上儀三郎     | 山崎治五七 | 加藤同窓會幹事 |
| 十河校長     | 濟 藤       | 小川    | 柳澤各教員   |
| 會長 更谷辰太郎 | 副會長 十河與太郎 |       |         |

飛行機會

一、大正八年七月二十日深川開關以來始めての飛行會を設け飛行機が下りて澤山の人出なりし

國勢調査

一、大正九年十月一日日本に始めて國勢調査を行ふ

雨籠線

一、大正十三年十月二十五日雨籠線深川、多度志間開通す同十五年十一月十日鷹泊迄延し昭和四年十一月八日には幌加内迄延長し更に昭和六年九月十六日添牛内迄延長せり

實兄の首斬り

一、大正十四年十月二十六日午後十時半頃深川の名物男佐藤武五郎氏(六四)は實兄佐藤謙滿(六九)氏と深川共同墓地祖先の碑前に到り兄は切腹の型を執り弟は介錯して首を斬り落し直に警察署に自首す此の囑託殺人事件の判決言渡しは同年十二月二日旭川地方裁判所第二號法廷に於て行はれ志貴判事より禁錮十ヶ月に處し三ヶ年間刑の執行を猶豫すとの判決がありたり



辭世二つ

時を得て來たし三途の川

かなたの岸に共に渡らん

親は先き兄は後に永へて

佛の爲めに花を手向けよ

之を以て深川第三の珍妙なる事件とす

因に深川と言ふ處は他に類例のない事件が開村四十年以來三回勃發す其一は明治三十二年の破落戸退治、其二は大正三年の木杯事件世に稱して之を深川の三珍奇と言ふ

〔役場公會堂建築〕

一、大正十五年十一月三日深川町役場及公會堂の落成式を舉行す因に公會堂は杉澤通正、辰繁又一、宇佐美常次郎の三氏四十二才の縁起を祝して寄附せしものなり

三 碑

一、昭和元年頃或る刑事が深川の三疊と呼ばたるが夫は左の三名を言ひしものなり

前田 琢造 二宮 惟一 中井 哲太郎

前田氏は元騎兵曹長にして明治三十年の頃には犇猛なる脱監囚五人を菅江村國見峠下にて逮捕せし勇悍なる快男子なり又氏は漢籍の素養に富み深川に人多しと雖も彼の右に出づるものは餘り數なきものと思はる君子人なり

二宮氏は先天的に先見の明ある人にして能く餘人の葛藤などを和解する秘術の持主にして本職は時計師なり而して其技

術に於ては氏に匹敵するものは稀なりと

筆者は前記二氏に比し何の能なく又敢て求むる所もなく耳の聞へざる一事が一人前位にて三疊と併稱の綽名を賜はるは前記二氏に於ては洵に迷惑千萬と察す筆者こそは望外の儲けものなり之も同損(村)同疊の好みと寛恕あらまほし

電話

一、大正元年十月二十一日筆者は種々なる用件がありて深川局へ特設電話を申込ありしが開通となりたり其費用二百餘圓を寄附す

大正六年二月二十六日拙宅より川上和平宅(七號線川三線)へ私設電話が開通す此費用川上氏負擔昭和二年四月私設電話を撤廢す

昭和二年十月三十一日電話を止めて深川市街で貸與す大正十五年一月公設電話となつてからは電話料も高くなり且つ用件も左程なき故に止める事にせり

電話開通以來約十五ヶ年間は地方の爲めに多少なりたる事と思ふ且今後も存続すれば良きことなるも其負擔に堪えざる故に止めたり

深川橋

一、昭和五年十月に起工せし深川橋は昭和六年十一月三日に渡橋式を擧げらる總工費約十七万圓にして内深川町より二万圓菅江村より一万圓を寄附せしものなり

凶作年

一、昭和六、七年は大凶作に加へて米價安にて百姓の困憊極度に達す



— 今昔の感 —

一、今は立派なる市街となり道路となりて其形を有せざるもメム七號線の處と深川本町八丁目の十字路とは往年は見事なる欄干橋が架けられてありし處なり今見て誰しも嘘だと云ふだらうが事實は夫が嘘なり

嚴罰

一、深川、一巳、妹背牛の三ヶ町村は五千町歩の水田を深川灌漑溝に於て造成し今や各村共殆んど全部の水田となり年々約十萬石の米穀の收穫を見るが明治三十二年頃には一巳兵村に於て山田永弼外兩三名が眞似事に一、二畝歩の水田を造りたるに對し大隊本部より水田を拵へるものは罰すると嚴令が下りし時代もありて轉た今昔の感に堪へず

— 町村立病院 —

一、深川の富豪宇佐美常次郎氏の十數萬圓の寄附に依り深川外八ヶ村病院組合は昭和九年四月三十日許可となり七月二十九日上棟式を舉行爾來工事を急ぎつゝあり來る十一月中には開業の運びになるかと豫想せらるゝ之が設立に就ては幾多の紆餘曲折ありしも遂に町村立側の勝利となりしが俗に云ふ處の勝て兜の緒を締めよとの言に習ひ最善の處置を採り以て永世宇佐美氏的美譽を空しくせざる様希望して止まざる次第なり

## 分村問題概要

(大正十、十一年に亘りて)

### (一) 發端

大正九年に於て深川市街地は町會議員の多數あるを頼みて横暴を極め町基本財産を以て市街家屋保護の

爲め下水溝を深川土功組合幹線より引き入れ市街地を貫流する様市街派議員にて決議し時の町長岡田宣壽氏之が實行に着手せしかば芽生、妹背牛の兩部落は町基本財産を一部の深川市街地のみに使消する事は不都合千萬なり抑も基本財産なるものは町全躰より蓄積したるものにして町の安危に關する場合に於てこそ使消の理由あるものなり夫を擅に一部の事業に使消するは專横と言はんか暴舉と言はんか言語同斷なり宜敷分村して財産の處分を了し然る上に如何様なりとも勝手にするが良いと言ふ意見が芽生、妹背牛の兩部落の一致點となり第一の如き誓約書を代表者に於て協定し深川と分離する事に歩を進む

### (二) 三村分立主張

既に發端に記したる如く芽生、妹背牛は一村を爲し深川のみを分離の豫定の處妹背牛は多年分村を希望して居る事にて芽生と一村を作る事は本意にあらず偶然如斯き事態の發生を幸ひに芽生を餌食に供する魂膽たり(即ち第二號の如く道會へ建議案第百二十二號を以てメム五號線以西をして妹背牛村を建設する建議を爲したり)芽生部落は五號線迄妹背牛に境界を侵入せられては生存が出来ず三號線なれば認容すると云ひしも肯ぜず是では開村の元祖たる芽生は生存の意義を失ふ事となり且つ行政區劃を始め諸種の團體等の設備經營に至る迄總て三號線を以て區域となり居れば如何なる事あるも三號線は動かすべからざる處なり、そこで隱忍して深川の意嚮を聞くべく大正十年十二月八日の晩役場に於て會見せしに深川にある自治會の正副會長(正上杉米藏、副辰繁又一)は口を揃へて今後芽生部落が發言權のなき様に此際分割して立つ事の能はざる様にしてやらねばならぬと其席上に於て力説せらるゝ之畢竟妹背牛と陰に苟合して彌々芽生を犠牲に供する魂膽なりと斷定し己れ獲、生きて屍を曝すより寧ろと各興奮極に達し其晩歸宅せず狂氣の如くにて夜の十二時の汽車に搭乘出札せしに誠意神通か時恰も政友會支部にて委員會の開催中にて東英治氏の紹介により各地圖を持ち委曲詳細に陳情せし處多大なる同情を得て忽ち第三號の如く建議案第百七十一號を以て建議に



及びたる處十二月十三日道會に於ては之が可決となりたり (電報參照第四號)

時に妹背牛よりは第百二十二號を以て先に建議してありしに後に出したる第百七十一號が可決となりたる爲め妹背牛の建議案は否決の憂目を見たるなり之で芽生は大に元氣付き三村分立方の議を提げ道廳及支廳に屢次出頭して實施方を陳情したるも支廳よりは吏員を再三派遣して慰撫し容易に實施を見るに至らざりき

(三)解決 大正十、十一年の二ケ年に亘るも解決せず芽生部落は必死となりて三村分立を主張し東武、松實喜代太の兩代議士を始め田中(修)支廳長東(英治)道會議員等交々調停に來り且つ深川側も大に前非を悔ひ何様の條件にも服従する故に此度は分村を思ひ止まりて呉れと泣きが入りて芽生も往年より數々深川及妹背牛には耐え難き虐待を受け(深川よりは殊に酷し第五號菊水肝銘參照第五號は長文に亘り記載を略す)居りしも當町開拓核心地の襟度を取り妹背牛との境界は三號線を基準とし深川とは別に協定する事とし芽生の分村は一先づ思ひ止まる事と爲し大正十年十月メムより代表者十五名深川より代表者二十五名選定し更に五名宛の協定委員を選出(芽生側中井哲太郎、林熊次郎、更谷辰太郎、中源次郎、増永篤太郎、深川側加藤與三郎、田中泰造、高橋弘、兒島銀藏、山崎仁三郎)し第六號(六號は第七號と一、二の字句の違ひのみ故記載略す)の如く協定書調製し各代表者の調印を得て解決する事となり芽生側よりは眞先に全部調印して深川へ渡したる處代表者中にて深川市街の頭目株たる五名(若林乙吉、東野虎吉、上杉米藏、辰繁又一杉澤通正)は條項が不服なりとて調印が纏まらず爲めに深川の委員連も進退谷まり遂に十一年十二月二十三日晩に至つて双方の委員十名役場に會合し深川委員より赤面乍ら先に協定せる協定書に吾々共に於ては代表者の調印不能に付投げ出しの止むなきを陳述し茲に一頓挫を來せり、越へて大正十二年一月十八日蜂須賀家の顧問小林幸太郎氏東、松實兩代議士の命なりとて來町川上和平氏の肝入りにて不調印者に僅かの字句修正にて融和の斡旋ありたるが何等主旨に痛痒を

感ずる修正にあらざる故芽生部落も町村の爲め解決を告げる事として(第七號參照)其晚田中支廳長、東道議立會山樓に於て手打ちの宴會を爲したるなり、此間妹背牛は芽生の主張通り三號線を境界として大正十二年一月一日分村實施となる

岡田町長も老練家なりしも紛糾の緒を爲し遂には收拾の途を失し大正十年十二月末に至て遁ぐるが如くにして東京に行き辭表を出し其出立に際し人に托して二つの遺歌を予に贈られたり

○責任に愧ぢて (大正十年十二月二十九日)

己か身のよはぬ罪は諸人に

たゞ眞心に謝する外なし

宜壽

○所感

吹き荒む姉ふきの野邊にふみ迷ひ

道たにもなくいかにとや勢ん

宜壽

第一號 誓約書

今般深川町治及公益ニ付キ字メム字妹背牛ノ有志者ハ各部民ノ意志ヲ代表シ左ノ誓約ヲナシ永遠ニ部民ノ參考ニ保存スルモノトス

但シ字メムトハ三號線以東ヲ指ス字妹背牛トハ妹背牛、下メム、大鳳、小藤、千秋一圓ヲ指スモノトス

第一條 メム妹背牛兩部落ハ本部ノ民幅ヲ計ルニ付テ相提携シテ一致ノ行動ヲ取ル事

第二條 兩部落現在ニ於ケル神社、學校、軍人分會、青年會等其他公共事業ハ互ニ所屬部民ノ意志ヲ尊重シ相互圓滿



ナル協定ヲナス事

第三條 今般分村問題ニ於ケル兩部落ノ代表有志者ハ兩部落ノ提携ヲ以テ子孫永遠ノ大利益ト確認シ各自誠意之ガ實  
現ヲ期スル事

第四條 將來分村等ニ際シテハ村名ハ協議ノ上選定ヲ爲ス事

右實行ヲ期スル爲双方有志連名調印ノ上一通宛所持スルモノトス

大正十年四月五日於深川ホテル誓約す

|            |            |
|------------|------------|
| 字メム部落      | 字妹背牛部落     |
| 總代 中井哲太郎   | 總代 中本新三郎   |
| 同 山川十免吉    | 同 山田久次郎    |
| 町會議員 更谷辰太郎 | 町會議員 吉村傳次郎 |
| 同 合田芳太郎    | 同 三澤梅吉     |
| 同 阿波幸太郎    | 同 林淺次      |
| 同 坂本清次郎    | 同 清水榮一郎    |
| 部長 中源次郎    | 同 太田金太郎    |
| 同 村上儀三郎    | 同 小野愛助     |
| 同 松田菊次     | 部長 山際喜右エ門  |
|            | 同 森口宗吉     |

第二號

妹背牛建議案

建議案第百二十二號

(提出者植田議員賛成者某議員外何名)

一、妹背牛村新設ニ關スル件

雨龍郡深川町字メム五號線以西ヲ分離シテ新タニ妹背牛村ヲ設置セラレン事ヲ望ム

理由

深川町字メム五號線以西一帯ヲ分離シテ新タニ妹背牛村ヲ設ケル儀ハ深川町多年ノ宿望ニシテ舉町一致セル輿論ナリ本道會モ第二十  
回通常會ニ於テ妹背牛方面ハ人口及租稅力等既ニ獨立シテ一ケ村ヲ樹立スルノ資格充實セルモノアリト認メ分村ノ意ヲ以テ調査方ヲ  
建議セリ殊ニ深川町會ハ一人ノ反對者モナク分村決行ヲ決議シ關係住民ハ一再ナラズ連署シテ其筋ヘ分村急施ヲ請願セリ斯ノ如ク分  
村實施スベキノ機運熟シ何レモ獨立シテ一村一町ヲ維持スルノ能力充實セルニモ不拘遷延時機ヲ過ルガ如キハ却テ自治體ノ精神ニ反  
シ地方ノ圓滿進歩ヲ害フコトナシトセズ當局ハ速カニ最善ノ力ヲ致シ一日モ早ク之ガ實現ヲ期セラレン事ヲ望ム (註此の建議案は  
否決となる)

第三號

建議案第百七十一號

(提出者東議員外一名賛成者石黒議員外九名)

一、深川町分割菊水村新設ニ關スル件

深川町字メム三號線以東十號線以西(字メム部落)ヲ分離シ新ニ菊水村ヲ設置セラレンコトヲ望ム

理由

前記菊水村(メム)部落ハ深川町開拓ノ鼻祖ニシテ創業以來住民團結心ニ富ミ神社、學校、軍人分會、青年會、衛生組合、産業組合等  
ノ諸機關ヲ具備シ純良ナル模範部落ヲ形成セルモノニシテ近年水田開發ニ伴ヒ農家戸數人口ノ増加並ニ資力ノ充實著シキモノアリ從  
テ部落住民一致其筋ヘ分村請願中ニアリ幸ニ分村ノ曉ニ於テハ純然タル模範農村ヲ建設シ得ベキハ勿論隣接深川町及妹背牛村モ亦健  
全ノ發達ヲ遂ゲ互圓滿ナル自治體ヲ造リ以テ自治制ノ本旨ニ添フヲ得ベキ所以ナリ

大正十年十二月九日

第四號



キクスイブンソソカケツシタ

ヤマカワトメキチ

シブアスマ

發局前十時五十分

着局前十時五十六分

大正十年十二月十三日

此電報ヲ本人へ配達セシハ十二月十四日ノ朝ナリ

第七號 協 定 書

從來芽生部落民ハ分村ヲ希望シタルモ今般立會人ノ調定ニ依リ深川市街地部落民代表者ト芽生部落民代表者トノ間ニ左記事項ヲ協定シ將來分村セザル目的ヲ以テ互ニ德義ヲ重ジ之ガ實行ヲ期スル事

- 一、芽生部落ノ町費歳入額ハ其ノ部落ノ歳出額ニ深川部落ノ歳入額ハ其部落ノ歳出額ニ略ボ符合セシムルコト
- 一、兩部落ノ稱呼ハ芽生十號線道路ヲ以テ境界ト定ム

右協定書四通ヲ作製シ空知支廳、深川町役場、及關係部落へ各一通ヲ保存スルモノナリ

大正十二年一月 日

芽生、深川兩部落協定實行細目書

- 一、町役場吏員ハ自治ノ精神ニ基キ可成町内ヨリ出スコト
- 二、町會議員選出方ハ協議ノ上之ヲ定ムルコト
- 三、一部落ニ存在スル施設物ト雖モ共通ノ利益享有ニ屬スルモノハ協定ノ上協定書第一項ニ加減スルコト
- 四、協定書第一項ニ於テ區分出來難キモノハ豫メ先ニ議員ノ協議會ヲ以テ之ヲ定メ苟クモ多數ヲ頼ミテ德義ノ精神

ヲ没却セザル事

五、協定書及本細目ノ各項遂行ニ當リ歳入出額ノ符合上相違ヲ生ジタル場合ハ後年度ニ於テ可成之ガ調節ヲ期スル事

六、公益ニ關スル兩部落既設ノ團體及營造物ニ對シテ更新變改等ヲ加フル場合ハ當該部落ノ町會議員ノ同意ヲ得ルコトトシ多數ヲ以テ實現セザルコト

七、將來町費地方費又ハ國費等ヲ以テ或ル一部落内ニ施設セラルルモノアル場合ハ其モノニシテ當ニ其部落内ニ限リタル性質ノモノニアラザルトキハ一方ノ部落ニ於テモ若干之ガ負擔ニ加入シ遂行ヲ期スル事

八、本細目協定書各項ノ内外ニ於テ將來時勢ノ變遷ニ依リ實行出來ザルモノヲ生ジタル場合ハ兩部落篤ト協議ノ上ニアラザレバ之ガ改廢スル事ヲ得ザルモノトス

九、町施設物ノ非常災害等ニ依リ復舊ヲ要スル費用ハ互救ノ目的ヲ以テ兩部落ノ負擔額ニ比例シ按分スルモノトス

十、本細目及協定書ノ各項ニ付若シ之ガ實行ヲ缺キタル部落アルトキハ立會人ハ之ニ對シ一應勸告ヲナス事

十一、前項ノ不履行者ハ深川市街ナルトキハ立會者ハ芽生分村ノ達成ニ努力シ若シ又芽生部落ナルトキハ立會者ハ協定書並ニ本細目ニ對スル責任ヲ解除スル事

右兩部落代表者及立會人熟議ノ上取結ビタルモノニシテ當該代表者ハ責任ヲ以テ實行ヲ期シ町治ノ圓滑ヲ期スルモノナリ

大正十二年一月 日



メム代表者

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 中井哲太郎 | 中源次郎  | 林熊次郎  | 更谷辰太郎 |
| 増永篤太郎 | 川上嘉平  | 久保田龜吉 | 小山英治  |
| 野原金八  | 阿波幸太郎 | 金子政次郎 | 新田岩次郎 |
| 大西馬造  | 村上儀三郎 | 山川十免吉 |       |

深川市街代表者

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 東野虎吉 | 金光源太郎 | 上杉米藏  | 津田源エ  |
| 若林乙吉 | 山本彦太  | 加藤與三  | 桂翁吉   |
| 田中泰造 | 坪田留吉  | 山崎仁三郎 | 新木伸吉  |
| 高橋弘  | 北川豊吉  | 兒島銀藏  | 北倉林藏  |
| 若原金藏 | 谷口宗太郎 | 杉澤通正  | 山崎平藏  |
| 辰繁又一 | 川村龜松  | 淺野直藏  | 福士邦三郎 |

抑も本事件たるや吾々は素より部落を賣つたり名譽を衒ふでなく又部落を餌食と爲すでなく其費用は各自辨にて如斯紛擾を三年間も繼續せしは深川町の核心地たる芽生の由緒を永遠に保存するの一念に外ならず決して私利私慾を挟みたるものにあらず真に菊水部落を慮る結晶より出で一致協力奮闘したのである

此戦に於て去る明治四十年一級村となりし時高等科を菊水校に取りたりと揚言し共通經濟として熱湯を吞ませられたるものを十七年目の今日に至て復活し又部分經濟となしたり

想ふに方今は知新知新とのみに進み温故の念は稍や没却されたる形となり實利主義が旺盛にて自己に利益なる事は國家でも町村でも將又部落でも眼中になき輩筈出し上は大官より下は一小吏に至る迄殆ど共通の有様實に慨嘆の至りなり如

斯世情に立て獨り部落の重立者のみに眞面目にとは聊か無理な註文なるも少しは温故の志を加味して調理せられ度きものなり此分村問題に方り時の有志代表者が部分經濟を復活して分村を斷念したるも愛郷の爲最善の舉と確信して決行せしものにて將來に至て又如何なる問題に逢著するや計り難し其際は輕卒なる行爲をせず能く深思熟慮し菊水の稱呼を侵害されざる様善處あらん事を望む

註に町會の模様や左右に強敵を受け流行歌などを作り鎬を削て奮戦せし狀は手控として茲には畧す



昭和九年十一月十八日印刷  
昭和九年十一月廿二日發行

編輯兼 上野 貫 一  
發行人

札幌市大通西三丁目六番地  
北海タイムス社内  
發行所 東武傳記編纂所

札幌市南一條西四丁目十七番地  
印刷所 西村印刷所  
電話 八四八番



終